

官報

号外

平成元年六月二十二日

○第百十四回 衆議院會議録 第二十四号(一)

平成元年六月二十二日(木曜日)

議事日程 第二十四号

午前十時開議

- 第一 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第二 郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第三 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 第四 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

〔請願日程は本号(一)末尾に掲載〕

○今日の会議に付した案件

議院運営委員長の虚礼廃止の申合せに関する発言

- 日程第一 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第二 郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)
- 日程第三 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

平成元年六月二十二日 衆議院會議録第二十四号(一)

日程第四 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

請願日程 恩給の改善に関する請願外八百十五請願

懲罰委員会を除く内閣委員会外十六常任委員会並びにリクルート問題に関する調査特別委員会を除く災害対策特別委員会外七特別委員会において、各委員会から申出のあった案件について閉会中審査するの件(議長発議)

国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣提出)及び被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案(内閣提出)は、社会労働委員会において閉会中審査するの件(議長発議)

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内閣提出)は、文教委員会において閉会中審査するの件(議長発議)

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)は、地方行政委員会において、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)は、大蔵委員会において、私立学校教職員共済組合法及び昭和六十二年及び昭和六十三年に於ける私立学校教職員共済組合法の年金の額の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)は、文教委員会において、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出)は、農林水産委員会において閉会中審査するの件(議長発議)

議院運営委員長の虚礼廃止の申合せに関する発言

国際開発協力基本法案(川崎寛治君外十五名提出)は、外務委員会において、平成元年度における国民年金法等の年金の額等の改定の特例に関する法律案(大出俊君外二名提出)は、社会労働委員会において、昭和六十二年年度一般会計歳入歳出決算、昭和六十二年年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十二年年度国税収納金整理資金受払計算書、昭和六十二年年度政府関係機関決算書は、決算委員会において閉会中審査するの件(議長発議)

法制局長の辞任承認の件

法制局長の任命承認の件

午後零時三十三分開議

○議長(田村元君) これより会議を開きます。

議院運営委員長の虚礼廃止の申合せに関する発言

○議長(田村元君) この際、議院運営委員長から、虚礼廃止の申合せに関し発言を求められております。これを許します。議院運営委員長小此木彦三郎君。

〔小此木彦三郎君登壇〕

○小此木彦三郎君 本院は、昭和二十九年から虚礼廃止の申合せを行い、公正な政治活動を行うことについて努力してまいりました。

昨今、この申合せの趣旨が必ずしも遵守されない場合があり、このことが政治倫理について国民から批判を受ける原因の一つとなっております。申合せの趣旨を誠実に遵守することは、私たちが直ちに実行し得る政治改革の第一歩であります。そのためには、申合せの周知徹底が必要であります。

議院運営委員会におきましては、各派一致をもって、現在実施されております虚礼廃止の申合せを周知させるべきである旨決定いたしましたので、改めて申し上げます。

申合せ

本院議員は、虚礼廃止の趣旨の徹底を期すべく、各党一致の決議をもって、左の申合せをなし、厳にこれを励行するものである。

- 一、自筆による答礼のためのものを除く年賀状、年賀電報、年賀広告及び時候の挨拶状、電報、広告並びにこれらに類するポスターの掲示は、廃止する。
- 二、賞品の授与、記念品の贈与等は、一切これを行わない。
- 三、各議員は、さらに都道府県別に、本申合せの趣旨の励行徹底を図るよう協議申合せを行う等、実効ある措置をとること。

平成元年六月二十二日 衆議院會議録第二十四号(一)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案外一案 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律案 著作権法の一部を改正する法律案

八〇六

四、本申合せの趣旨に反した場合は、議院運営委員会において調査の上、違反者はその氏名を會議において公表する等の措置を講ずる。

以上であります。

なお、行為規範第五条には、「議員は、全会派の一致をもつて遵守すべき事項を申し合わせた場合は、これに忠実に従わなければならない。」と定められていることを申し添えておきます。

議員各位におかれましては、本申合せの趣旨を十分理解され、その勵行を期していただきたいと存する次第であります。(拍手)

日程第一 簡易生命保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

日程第二 郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(田村元吉) 日程第一、簡易生命保険法の一部を改正する法律案、日程第二、郵便年金法の一部を改正する法律案、右両案を一括して議題といたします。

委員長の報告を求めます。通信委員長田名部匡省君。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

郵便年金法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号(一)末尾に掲載)

〔田名部匡省君登壇〕

○田名部匡省君 ただいま議題となりました両法律案について、通信委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、簡易生命保険法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、定期保険について、生存保険金の支払いをすることができるよう定期保険の制度を改善すること、また、家族保険の主たる被保険者が早期に死亡した場合にも、保険契約の効力を失わせないようにすること、及び、保険金の倍額支払いの要件のうち、期間に関する要件を緩和することなどの改正を行おうとするものであります。次に、郵便年金法の一部を改正する法律案について申し上げます。

本案は、最近における年金需要の動向にかんがみ、郵便年金の加入者に対する保障内容の充実を図るため、郵便年金に、年金受取人が不慮の事故等により受けた傷害について給付金を支払う傷害特約並びに年金受取人がかかった疾病及び不慮の事故等により受けた傷害について給付金を支払う疾病傷害特約の制度を設けるための所要の改正を行おうとするものであります。

両法律案は、六月十九日参議院から送付され、同日当委員会に付託され、昨二十一日村岡郵政大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を行い、質疑終了後、採決の結果、両案は全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(田村元吉) 両案を一括して採決いたします。

両案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(田村元吉) 御異議なしと認めます。よって、両案とも委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第三 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(田村元吉) 日程第三、民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。社会労働委員長丹羽雄哉君。

民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律案及び同報告書

(本号(一)末尾に掲載)

〔丹羽雄哉君登壇〕

○丹羽雄哉君 ただいま議題となりました法律案について、社会労働委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、老人が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことができる地域社会を実現するため、民間事業者が公的保健福祉サービスと連携し、地域において保健サービス及び福祉サービスを総合的に提供する一群の施設を整備することを促進しようとするものであります。

本案は、六月十九日参議院より送付され、同日付託となり、昨二十一日の委員会において小泉厚生大臣から提案理由の説明を聴取した後、質疑を終了、採決の結果、多数をもって原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

なお、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(田村元吉) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田村元吉) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第四 著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)

○議長(田村元吉) 日程第四、著作権法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。文教委員長鳩山邦夫君。

著作権法の一部を改正する法律案及び同報告書

(本号(一)末尾に掲載)

○鳩山邦夫君 ただいま議題となりました著作権法の一部を改正する法律案につきまして、文教委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約、いわゆる実演家等保護条約の締結に伴い必要となる国内法の整備を図るものであります。

その主な内容は、

第一に、著作権法による保護を受ける実演、レコード及び放送として、実演家等保護条約により我が国が保護の義務を負うものを追加すること、第二に、著作隣接権に関する規定を、国内に常居所を有しない外国人である実演家についても適用することとする、第三に、その他関係規定の整備を行うこと、第四に、この法律は、実演家等保護条約が我が国について効力を生ずる日から施行することなどであります。

本案は、六月十九日に参議院から送付され、同日日本委員会に付託となり、昨二十一日西園文部大臣から提案理由の説明を聴取した後、審査を行い、同日質疑を終了し、採決の結果、本案は全会

一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

なお、本案に対し附帯決議が附されました。以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(田村元吉) 採決いたします。

本案は委員長報告のとおり決するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(田村元吉) 御異議なしと認めます。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

請願日程 恩給の改善に関する請願外八百十五

請願

○議長(田村元吉) 請願日程、恩給の改善に関する請願外八百十五請願を一括して議題といたします。

〔報告書は会議録追録に掲載〕

○議長(田村元吉) 各請願は委員長の報告を省略して採択するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(田村元吉) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

委員会の閉会中審査に関する件

○議長(田村元吉) お諮りいたします。

懲罰委員会を除く内閣委員会外十六常任委員会並びにリクルート問題に関する調査特別委員会を除く災害対策特別委員会外七特別委員会から、閉会中審査したいとの申し出があります。

〔閉会中審査案件は本号(一)末尾に掲載〕

○議長(田村元吉) 各委員会から申し出のあった

案件中、まず、地方行政委員会から申し出の留置施設法案、運輸委員会から申し出の海上保安庁の留置施設に関する法律案は、各委員会において閉会中審査するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田村元吉) 起立多数。よって、そのとおり決しました。

次に、内閣委員会から申し出の防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案、地方行政委員会から申し出の地方自治法の一部を改正する法律案、法務委員会から申し出の刑事施設法案及び刑事施設法施行法案、社会労働委員会から申し出の北海道旧土人保護法及び旭川市旧土人保護地処分法の一部を改正する法律案は、各委員会において閉会中審査するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田村元吉) 起立多数。よって、そのとおり決しました。

次に、文教委員会から申し出の地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案は、同委員会において閉会中審査するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田村元吉) 起立多数。よって、そのとおり決しました。

次に、地方行政委員会から申し出の道路交通法の一部を改正する法律案は、同委員会において閉会中審査するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田村元吉) 起立多数。よって、そのとおり決しました。

次に、内閣委員会から申し出の臨時雇死及び臓器移植調査会設置法案、農林水産委員会から申し出の森林の保健機能の増進に関する特別措置法案、運輸委員会から申し出の貨物運送取扱事業法案及び貨物自動車運送事業法案、公職選挙法改正に関する調査特別委員会から申し出の公職選挙法の一部を改正する法律案(安倍晋太郎君外八名提出)及び政治資金規正法の一部を改正する法律案、土地問題等に関する特別委員会から申し出の土地基本法案(内閣提出)及び土地基本法案(第百十二回国会、伊藤茂君外三名提出)は、各委員会において閉会中審査するに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長(田村元吉) 起立多数。よって、そのとおり決しました。

〔賛成者起立〕

次に、ただいま閉会中審査するに決しました案件を除く他の案件について、各委員会において申し出のとおり閉会中審査するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(田村元吉) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

○議長(田村元吉) お諮りいたします。

まず、内閣提出、国民年金法等の一部を改正する法律案及び被用者年金制度間の費用負担の調整に関する特別措置法案は、社会労働委員会において閉会中審査することといたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田村元吉) 起立多数。よって、そのとおり決しました。

次に、内閣提出、教育職員免許法の一部を改正する法律案は、文教委員会において閉会中審査することといたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田村元吉) 起立多数。よって、そのとおり決しました。

次に、内閣提出、地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案は地方行政委員会において、国家公務員等共済組合法等の一部を改正する

法律案は大蔵委員会において、私立学校教職員共済組合法及び昭和六十二年及び昭和六十三年の改定の特例に関する法律の一部を改正する法律案は文教委員会において、農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案は農林水産委員会において、それぞれ閉会中審査することといたします。これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(田村元吉) 起立多数。よって、そのとおり決しました。

次に、川崎寛治君外十五名提出、国際開発協力基本法案は外務委員会において、大出俊君外二名提出、平成元年度における国民年金法等の年金の額等の改定の特例に関する法律案は社会労働委員会において、昭和六十二年一般会計歳入歳出決算、昭和六十二年度特別会計歳入歳出決算、昭和六十二年度政府関係機関決算書は決算委員会において、それぞれ閉会中審査することといたします。これに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(田村元吉) 御異議なしと認めます。よって、そのとおり決しました。

法制局長の辞任承認の件

○議長(田村元吉) お諮りいたします。法制局長上田章君から、法制局長を辞任したいとの申し出があります。これを承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(田村元吉) 御異議なしと認めます。よって、承認するに決しました。

平成元年六月二十二日 衆議院會議録第二十四号(一) 法制局長の任命承認の件 会期終了の議長のあいさつ 請願日程

法制局長の任命承認の件

○議長(田村元君) つきましては、法制局長に松下正美君を議長において任命したいと存じます。これを御承認願いたいと思ひます。御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(田村元君) 御異議なしと認めます。よって、承認するに決しました。

○議長(田村元君) 諸君、第百十四回国会は、本日をもって終了いたします。

今国会は、昨年十二月三十日に召集されて以来長期間にわたりましたが、この間における諸君の御努力に対し、深く敬意を表する次第であります。また、議長に寄せられました多大の御協力に対し、衷心より感謝申し上げます。

諸君におかれましては、御自愛の上、一層御活躍されることを切望してやみません。(拍手)

○議長(田村元君) この際、暫時休憩いたします。午後零時五十二分休憩

〔休憩後は会議を開くに至らなかった〕

出席閣務大臣

文部大臣 西岡 武夫君
厚生大臣 小泉純一郎君
郵政大臣 村岡 兼造君

請願日程

一 恩給の改善に関する請願(増岡博之君紹介)(第四〇号)

- | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------------|---------------------|------------------------|------------------------|----------------------|----------------------|---------------------|-------------------------|----------------------|-------------------------|----------------------|----------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|------------------------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|-------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|---|-------------------------|-------------------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|---------------------------|------------------------|------------------------|---------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|------------------------|------------------------|---|-------------------------|--------------------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------|-------------------------|-------------------------|
| 二 元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(有馬元治君紹介)(第七三五号) | 三 同(五十嵐広三君紹介)(第七三六号) | 四 同(中川秀直君紹介)(第七三七号) | 五 同外二件(武藤嘉文君紹介)(第七三八号) | 六 同外一件(前田武志君紹介)(第七三九号) | 七 同(斎藤斗志二君紹介)(第七五二号) | 八 同(佐藤一郎君紹介)(第七五三三号) | 九 同(柴田睦夫君紹介)(第七五四号) | 一〇 同外三件(竹内勝彦君紹介)(第七五五号) | 一一 同(戸塚進也君紹介)(第七五六号) | 一二 同外四件(塚田延充君紹介)(第七八五号) | 一三 同(吉田之久君紹介)(第七八六号) | 一四 同(浦井洋君紹介)(第一〇六一号) | 一五 同外五件(古屋亨君紹介)(第一一〇四号) | 一六 同(田口健二君紹介)(第一一七九号) | 一七 同(田口健二君紹介)(第一二二三号) | 一八 同(浦井洋君紹介)(第一二四九号) | 一九 同(浦井洋君紹介)(第一四二九号) | 二〇 同(宮里松正君紹介)(第一四五四号) | 二一 傷病恩給等の改善に関する請願(新井将敏君紹介)(第一五九〇号) | 二二 同(稻村利幸君紹介)(第一五九一号) | 二三 同(上草義輝君紹介)(第一五九二二号) | 二四 同(江藤隆美君紹介)(第一五九三三号) | 二五 同(大野功統君紹介)(第一五九四四号) | 二六 同(加藤紘一君紹介)(第一五九五五号) | 二七 同(熊谷弘君紹介)(第一五九六六号) | 二八 同(塚原俊平君紹介)(第一五九七七号) | 二九 同(中村正三郎君紹介)(第一五九八八号) | 三〇 同外一件(船田元君紹介)(第一五九九九号) | 三一 同(堀之内久男君紹介)(第一六〇〇号) | 三二 同(持永和見君紹介)(第一六〇一〇号) | 三三 同(森喜朗君紹介)(第一六〇二二号) | 三四 同(山崎拓君紹介)(第一六〇三三号) | 三五 同(関谷勝嗣君紹介)(第一七〇一〇号) | 三六 同(野田毅君紹介)(第一七〇二二号) | 三七 同(浜野剛君紹介)(第一七〇三三号) | 三八 同(三ッ林弥太郎君紹介)(第一七〇四四号) | 三九 同(稻村利幸君紹介)(第一七五四四号) | 四〇 同(竹中修一君紹介)(第一七五五五号) | 四一 同(森喜朗君紹介)(第一七五六六号) | 四二 元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願(金子みつ君紹介)(第一七八八号) | 四三 同(長谷川峻君紹介)(第一七八七二二号) | 四四 傷病恩給等の改善に関する請願(井出正一君紹介)(第一七九八八号) | 四五 同(今井勇君紹介)(第一七九九九号) | 四六 同(小澤潔君紹介)(第一八〇〇〇号) | 四七 同(大塚雄司君紹介)(第一八〇一一号) | 四八 同(海部俊樹君紹介)(第一八〇二二号) | 四九 同(柿澤弘治君紹介)(第一八〇三三号) | 五〇 同(近藤兵輔君紹介)(第一八〇四四号) | 五一 同(近藤鉄雄君紹介)(第一八〇五五号) | 五二 同(鈴木宗男君紹介)(第一八〇六六号) | 五三 同外一件(細田吉蔵君紹介)(第一八〇七七号) | 五四 同(石橋一弥君紹介)(第一八八二二号) | 五五 同(江崎真澄君紹介)(第一八八三三号) | 五六 同外一件(越智伊平君紹介)(第一八八四四号) | 五七 同(河本敏夫君紹介)(第一八八五五号) | 五八 同(櫻内義雄君紹介)(第一八八六六号) | 五九 同(塚原俊平君紹介)(第一八八七七号) | 六〇 同(葉梨信行君紹介)(第一八八八八号) | 六一 同(大坪健一郎君紹介)(第一八八九九号) | 六二 同(熊川次男君紹介)(第二〇六四四号) | 六三 同(今井勇君紹介)(第二一九三三三号) | 六四 元日赤救護看護婦に対する慰勞給付金に関する請願外一件(井上和久君紹介)(第二一九一〇号) | 六五 同(錦切康雄君紹介)(第二一九二二二号) | 六六 傷病恩給等の改善に関する請願(片岡武司君紹介)(第二四六一一〇号) | 六七 同(中曾根康弘君紹介)(第二四六二二二号) | 六八 同(麻生太郎君紹介)(第二四八八八号) | 六九 同(谷垣禎一君紹介)(第二四八九九号) | 七〇 同(三原朝彦君紹介)(第二七二二二二号) | 七一 同(鹿野道彦君紹介)(第二八六二二二号) | 七二 同(小宮山重四郎君紹介)(第二八六三三三号) | 七三 同(平沼赳夫君紹介)(第二八六四四四号) | 七四 同(山口敏夫君紹介)(第二八六五五五号) |
|---|----------------------|---------------------|------------------------|------------------------|----------------------|----------------------|---------------------|-------------------------|----------------------|-------------------------|----------------------|----------------------|-------------------------|-----------------------|-----------------------|----------------------|----------------------|-----------------------|------------------------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|------------------------|-------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|-----------------------|-----------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|-----------------------|---|-------------------------|-------------------------------------|-----------------------|-----------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|---------------------------|------------------------|------------------------|---------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|------------------------|------------------------|---|-------------------------|--------------------------------------|--------------------------|------------------------|------------------------|-------------------------|-------------------------|---------------------------|-------------------------|-------------------------|
- (法務委員会)
- 一 法務局、更生保護官署及び入国管理官署の増員に関する請願(安藤巖君紹介)(第二二七号)
- 二 同(野間友一君紹介)(第二二一八号)
- 三 同(安藤巖君紹介)(第一四八六号)
- 四 同(石井郁子君紹介)(第一四八七号)
- 五 同(岩佐恵美君紹介)(第一四八八号)
- 六 同(浦井洋君紹介)(第一四八九号)
- 七 同(岡崎万寿君紹介)(第一四九〇号)
- 八 同(金子清広君紹介)(第一四九一号)
- 九 同(経塚幸夫君紹介)(第一四九二二号)
- 一〇 同(工藤晃君紹介)(第一四九三三三号)
- 一一 同(児玉健次君紹介)(第一四九四四四号)
- 一二 同(佐藤祐弘君紹介)(第一四九五五五号)
- 一三 同(柴田睦夫君紹介)(第一四九六六六号)
- 一四 同(瀬長亀次郎君紹介)(第一四九七七七号)
- 一五 同(田中美智子君紹介)(第一四九八八八号)
- 一六 同(辻第一君紹介)(第一四九九九九号)
- 一七 同(寺前巖君紹介)(第一五〇〇〇〇号)
- 一八 同(中路雅弘君紹介)(第一五〇一一一〇号)
- 一九 同(中島武敏君紹介)(第一五〇二二二二号)

- 二〇 同野間友一君紹介(第一五〇三号)
- 二一 同東中光雄君紹介(第一五〇四号)
- 二二 同(不破哲三君紹介(第一五〇五号)
- 二三 同藤田スミ君紹介(第一五〇六号)
- 二四 同藤原ひろ子君紹介(第一五〇七号)
- 二五 同(正森成二君紹介(第一五〇八号)
- 二六 同(松本善明君紹介(第一五〇九号)
- 二七 同(村上弘君紹介(第一五一〇号)
- 二八 同(矢島恒夫君紹介(第一五一二号)
- 二九 同(山原健二郎君紹介(第一五一三号)
- 三〇 同(伊藤忠治君紹介(第一四四二号)
- 三一 同(串原義直君紹介(第一四四三号)
- 三二 同(井上一成君紹介(第一四四四号)
- 三三 同(伊藤茂君紹介(第一四四二号)
- 三四 同(緒方克陽君紹介(第一四四三号)
- 三五 同(新村勝雄君紹介(第一四四四号)
- 三六 同(高沢寅男君紹介(第一四四五号)
- 三七 同(山下八洲夫君紹介(第一四四六号)
- 三八 同(山花貞夫君紹介(第一四四七号)
- 三九 同(安藤慶君紹介(第一四四八号)
- 四〇 同(五十嵐広三君紹介(第一四四九号)
- 四一 同(井上泉君紹介(第一四五〇号)
- 四二 同(池端清一君紹介(第一四五一号)
- 四三 同(石橋大吉君紹介(第一四五二号)
- 四四 同(稲葉誠一君紹介(第一四五三号)
- 四五 同(岩垂壽喜男君紹介(第一四五四号)
- 四六 同(上原康助君紹介(第一四五五号)
- 四七 同(小野信一君紹介(第一四五六号)
- 四八 同(大原亨君紹介(第一四五七号)
- 四九 同(岡田利春君紹介(第一四五八号)
- 五〇 同(佐藤親樹君紹介(第一四五九号)
- 五一 同(坂上富男君紹介(第一四六〇号)
- 五二 同(新盛辰雄君紹介(第一四六一号)
- 五三 同(竹内猛君紹介(第一四六二号)
- 五四 同(三野優美君紹介(第一四六三号)
- 五五 同(村山喜一君紹介(第一四六四号)
- 五六 同(田口健二君紹介(第一四六五号)
- 五七 同(小澤克介君紹介(第一四六六号)

- 五八 同(吉原米治君紹介(第二四四八号)
 - 五九 同(左近正男君紹介(第二四四九号)
 - 六〇 同(清水勇君紹介(第二四五〇号)
 - 六一 同(戸田菊雄君紹介(第二四五一号)
 - 六二 同(関山信之君紹介(第二四五二号)
 - 六三 同(石橋政嗣君紹介(第二四五三号)
 - 六四 同(嶋崎謙君紹介(第二四五四号)
 - 六五 同(辻一彦君紹介(第二四五五号)
 - 六六 同(細谷治嘉君紹介(第二四五六号)
 - 六七 同(中島武敏君紹介(第二四五七号)
 - 六八 同(松本善明君紹介(第二四五八号)
 - 六九 同(矢島恒夫君紹介(第二四五九号)
 - 七〇 同(沢藤礼次郎君紹介(第二四六〇号)
 - 七一 同(奥野一雄君紹介(第二四六一号)
- (外務委員会)
- 一 日韓渡り鳥保護条約の締結に関する請願(園田博之君紹介(第一六一七号)
- (文教委員会)
- 一 義務教育諸学校の学校事務職員に対する義務教育費国庫負担制度維持に関する請願(海部俊樹君紹介(第一七一七号)
 - 二 義務教育教科書無償制度の存続に関する請願(魚住汎英君紹介(第一七八号)
 - 三 私学助成の充実に関する請願(椎名素夫君紹介(第一七九号)
- (社会労働委員会)
- 一 老人福祉対策の充実強化に関する請願(園田博之君紹介(第一二二二号)
 - 二 保育所制度の充実に関する請願(越智伊平君紹介(第一二二三号)
 - 三 同外一件(奥田敬和君紹介(第一二二四号)
 - 四 同(亀井善之君紹介(第一二二五号)
 - 五 同(瓦力君紹介(第一二二六号)
 - 六 同(丹羽雄哉君紹介(第一二二七号)
 - 七 同外一件(野中広務君紹介(第一二二八号)
 - 八 同(野呂田芳成君紹介(第一二二九号)
 - 九 同(葉梨信行君紹介(第一二三〇号)
 - 一〇 同(浜田卓二郎君紹介(第一二三〇号)

- 一一 同(二田孝治君紹介(第三二二二号)
- 一二 同(田中慶秋君紹介(第三二二三号)
- 一三 同(丹羽雄哉君紹介(第三二二四号)
- 一四 同外一件(池端清一君紹介(第三二二五号)
- 一五 同(川俣健二郎君紹介(第三二二六号)
- 一六 同(川俣健二郎君紹介(第三二二七号)
- 一七 同(川俣健二郎君紹介(第三二二八号)
- 一八 同(川俣健二郎君紹介(第三二二九号)
- 一九 同(川俣健二郎君紹介(第三二三〇号)
- 二〇 同(川俣健二郎君紹介(第三二三〇号)
- 二一 同(川俣健二郎君紹介(第三二三〇号)
- 二二 同外一件(池端清一君紹介(第三二三〇号)
- 二三 同(沼川洋一君紹介(第一一〇一〇号)
- 二四 同(沼川洋一君紹介(第一一〇一一号)
- 二五 同外一件(池端清一君紹介(第一一〇一二号)
- 二六 同(川俣健二郎君紹介(第一一〇一三号)
- 二七 同(川俣健二郎君紹介(第一一〇一四号)
- 二八 同(沼川洋一君紹介(第一一〇一五号)
- 二九 同(沼川洋一君紹介(第一一〇一六号)
- 三〇 同(沼川洋一君紹介(第一一〇一七号)
- 三一 同(沼川洋一君紹介(第一一〇一八号)
- 三二 同(沼川洋一君紹介(第一一〇一九号)
- 三三 同(沼川洋一君紹介(第一一〇二〇号)
- 三四 同(沼川洋一君紹介(第一一〇二一号)
- 三五 同(沼川洋一君紹介(第一一〇二二号)
- 三六 同(沼川洋一君紹介(第一一〇二三号)
- 三七 同(沼川洋一君紹介(第一一〇二四号)
- 三八 同(沼川洋一君紹介(第一一〇二五号)
- 三九 同(沼川洋一君紹介(第一一〇二六号)
- 四〇 同(沼川洋一君紹介(第一一〇二七号)
- 四一 同(沼川洋一君紹介(第一一〇二八号)
- 四二 同(沼川洋一君紹介(第一一〇二九号)
- 四三 同(沼川洋一君紹介(第一一〇三〇号)
- 四四 同(沼川洋一君紹介(第一一〇三一号)
- 四五 同(沼川洋一君紹介(第一一〇三二号)
- 四六 同(沼川洋一君紹介(第一一〇三三号)
- 四七 同(沼川洋一君紹介(第一一〇三四号)
- 四八 同(沼川洋一君紹介(第一一〇三五号)
- 四九 同(沼川洋一君紹介(第一一〇三六号)
- 五〇 同(沼川洋一君紹介(第一一〇三七号)
- 五一 同(沼川洋一君紹介(第一一〇三八号)
- 五二 同(沼川洋一君紹介(第一一〇三九号)
- 五三 同(沼川洋一君紹介(第一一〇四〇号)
- 五四 同(沼川洋一君紹介(第一一〇四一号)
- 五五 同(沼川洋一君紹介(第一一〇四二号)
- 五六 同(沼川洋一君紹介(第一一〇四三号)
- 五七 同(沼川洋一君紹介(第一一〇四四号)
- 五八 同(沼川洋一君紹介(第一一〇四五号)
- 五九 同(沼川洋一君紹介(第一一〇四六号)
- 六〇 同(沼川洋一君紹介(第一一〇四七号)
- 六一 同(沼川洋一君紹介(第一一〇四八号)
- 六二 同(沼川洋一君紹介(第一一〇四九号)
- 六三 同(沼川洋一君紹介(第一一〇五〇号)
- 六四 同(沼川洋一君紹介(第一一〇五一号)
- 六五 同(沼川洋一君紹介(第一一〇五二号)
- 六六 同(沼川洋一君紹介(第一一〇五三号)
- 六七 同(沼川洋一君紹介(第一一〇五四号)

- 三七 国立腎センター設立に関する請願(角屋堅次郎君紹介(第三三三三三号)
- 三八 同(角屋堅次郎君紹介(第三三三三三号)
- 三九 同(角屋堅次郎君紹介(第三三三三三号)
- 四〇 同(角屋堅次郎君紹介(第三三三三三号)
- 四一 同(角屋堅次郎君紹介(第三三三三三号)
- 四二 同(角屋堅次郎君紹介(第三三三三三号)
- 四三 同(角屋堅次郎君紹介(第三三三三三号)
- 四四 同(角屋堅次郎君紹介(第三三三三三号)
- 四五 同(角屋堅次郎君紹介(第三三三三三号)
- 四六 同(角屋堅次郎君紹介(第三三三三三号)
- 四七 同(角屋堅次郎君紹介(第三三三三三号)
- 四八 同(角屋堅次郎君紹介(第三三三三三号)
- 四九 同(角屋堅次郎君紹介(第三三三三三号)
- 五〇 同(角屋堅次郎君紹介(第三三三三三号)
- 五一 同(角屋堅次郎君紹介(第三三三三三号)
- 五二 同(角屋堅次郎君紹介(第三三三三三号)
- 五三 同(角屋堅次郎君紹介(第三三三三三号)
- 五四 同(角屋堅次郎君紹介(第三三三三三号)
- 五五 同(角屋堅次郎君紹介(第三三三三三号)
- 五六 同(角屋堅次郎君紹介(第三三三三三号)
- 五七 同(角屋堅次郎君紹介(第三三三三三号)
- 五八 同(角屋堅次郎君紹介(第三三三三三号)
- 五九 同(角屋堅次郎君紹介(第三三三三三号)
- 六〇 同(角屋堅次郎君紹介(第三三三三三号)
- 六一 同(角屋堅次郎君紹介(第三三三三三号)
- 六二 同(角屋堅次郎君紹介(第三三三三三号)
- 六三 同(角屋堅次郎君紹介(第三三三三三号)
- 六四 同(角屋堅次郎君紹介(第三三三三三号)
- 六五 同(角屋堅次郎君紹介(第三三三三三号)
- 六六 同(角屋堅次郎君紹介(第三三三三三号)
- 六七 同(角屋堅次郎君紹介(第三三三三三号)

平成元年六月二十二日 衆議院會議録第二十四号(一) 諸願日程

八一〇

- 六八 同(小淵正義君紹介)(第五九六号)
六九 同(古賀誠君紹介)(第五九七号)
七〇 同(鴻池祥肇君紹介)(第五九八号)
七一 同(近藤鉄雄君紹介)(第五九九号)
七二 同(齊藤斗志二君紹介)(第六〇〇号)
七三 同(櫻内義雄君紹介)(第六〇一
号)
七四 同(笹川龜君紹介)(第六〇二号)
七五 同(沢田広君紹介)(第六〇三号)
七六 同(自見庄三郎君紹介)(第六〇四号)
七七 同(嶋崎讓君紹介)(第六〇五号)
七八 同(関谷勝嗣君紹介)(第六〇六号)
七九 同(高橋一郎君紹介)(第六〇七号)
八〇 同(高橋辰夫君紹介)(第六〇八号)
八一 同(竹内勝彦君紹介)(第六〇九号)
八二 同(竹内繁一君紹介)(第六一〇号)
八三 同(谷洋一君紹介)(第六一一号)
八四 同(玉沢徳一郎君紹介)(第六一二号)
八五 同(塚田延充君紹介)(第六一三号)
八六 同(月原茂昭君紹介)(第六一四号)
八七 同(辻一彦君紹介)(第六一五号)
八八 同(戸井田三郎君紹介)(第六一六号)
八九 同(戸沢政方君紹介)(第六一七号)
九〇 同(渡海紀三朗君紹介)(第六一八号)
九一 同(鳥居一雄君紹介)(第六一九号)
九二 同(中川昭一君紹介)(第六二〇号)
九三 同(中西啓介君紹介)(第六二一号)
九四 同(中野寛成君紹介)(第六二二号)
九五 同(中村正三郎君紹介)(第六二三号)
九六 同(中山成彬君紹介)(第六二四号)
九七 同(丹羽雄哉君紹介)(第六二五号)
九八 同(沼川洋一君紹介)(第六二六号)
九九 同(野口幸一君紹介)(第六二七号)
一〇〇 同(野坂浩賢君紹介)(第六二八号)
一〇一 同(畑英次郎君紹介)(第六二九号)
一〇二 同(浜田卓二郎君紹介)(第六三〇号)
一〇三 同(原田昇左右君紹介)(第六三一
号)
一〇四 同(東力君紹介)(第六三二号)
一〇五 同(福田一君紹介)(第六三三
号)
一〇六 同(藤本孝雄君紹介)(第六三四
号)
一〇七 同(堀之内久男君紹介)(第六三五
号)
一〇八 同(前島秀行君紹介)(第六三六
号)
一〇九 同(牧野隆守君紹介)(第六三七
号)
一一〇 同(増岡博之君紹介)(第六三八
号)
一一一 同(松田岩夫君紹介)(第六三九
号)
一一二 同(松前仰君紹介)(第六四〇
号)
一一三 同(三野優美君紹介)(第六四一
号)
一一四 同(宮下創平君紹介)(第六四二
号)
一一五 同(武藤嘉文君紹介)(第六四三
号)
一一六 同(村山喜一君紹介)(第六四四
号)
一一七 同(村山富市君紹介)(第六四五
号)
一一八 同(持永和見君紹介)(第六四六
号)
一一九 同(森喜朗君紹介)(第六四七
号)
一二〇 同(安田修三君紹介)(第六四八
号)
一二一 同(柳沢伯夫君紹介)(第六四九
号)
一二二 同(外二件(山口鶴男君紹介)(第六五〇
号)
一二三 同(山崎拓君紹介)(第六五一
号)
一二四 同(山下元利君紹介)(第六五二
号)
一二五 同(山下徳夫君紹介)(第六五三
号)
一二六 同(渡部恒三君紹介)(第六五四
号)
一二七 同(渡部行雄君紹介)(第六五五
号)
一二八 同(渡辺栄一君紹介)(第六五六
号)
一二九 同(外二件(石橋政嗣君紹介)(第六六二
号)
一三〇 同(上田利正君紹介)(第六六三
号)
一三一 同(小澤克介君紹介)(第六六四
号)
一三二 同(柴田睦夫君紹介)(第六六五
号)
一三三 同(辻第一君紹介)(第六六六
号)
一三四 同(寺前巖君紹介)(第六六七
号)
一三五 同(水田稔君紹介)(第六六八
号)
一三六 同(新井彬之君紹介)(第六六九
号)
一三七 同(井上喜一君紹介)(第六七〇
号)
一三八 同(外二件(池端清一君紹介)(第六七〇
号)
一三九 同(石破茂君紹介)(第六七〇
号)
一四〇 同(尾身幸次君紹介)(第六七一
号)
一四一 同(木下敬之助君紹介)(第六七二
号)
一四二 同(木村義雄君紹介)(第六七三
号)
一四三 同(高村正彦君紹介)(第六七四
号)
一四四 同(左近正男君紹介)(第六七五
号)
一四五 同(左藤恵君紹介)(第六七六
号)
一四六 同(坂本三子次君紹介)(第六七
七号)
一四七 同(塩谷一夫君紹介)(第六七八
号)
一四八 同(田口健二君紹介)(第六七九
号)
一四九 同(田中慶秋君紹介)(第六八〇
号)
一五〇 同(野呂昭彦君紹介)(第六八一
号)
一五一 同(平泉渉君紹介)(第六八二
号)
一五二 同(保利耕輔君紹介)(第六八三
号)
一五三 同(町村信孝君紹介)(第六八四
号)
一五四 同(森本晃司君紹介)(第六八五
号)
一五五 同(山村新治郎君紹介)(第六八
六号)
一五六 同(外二件(吉井光昭君紹介)(第六八
七号)
一五七 同(川崎寛治君紹介)(第六八
八号)
一五八 同(外二件(玉置一弥君紹介)(第六八
九号)
一五九 同(林保夫君紹介)(第六九〇
号)
一六〇 同(和田一仁君紹介)(第六九一
号)
一六一 同(池端清一君紹介)(第六九二
号)
一六二 同(大原一三君紹介)(第六九三
号)
一六三 同(片岡武司君紹介)(第六九四
号)
一六四 同(佐藤静雄君紹介)(第六九五
号)
一六五 同(佐藤敬夫君紹介)(第六九六
号)
一六六 同(中山太郎君紹介)(第六九七
号)
一六七 同(相沢英之君紹介)(第六九八
号)
一六八 同(池端清一君紹介)(第六九九
号)
一六九 同(今井勇君紹介)(第七〇〇
号)
一七〇 同(白井日出男君紹介)(第七〇
一号)
一七一 同(外三件(河野正君紹介)(第七〇
二号)
一七二 同(瓦力君紹介)(第七〇三
号)
一七三 同(平林鴻三君紹介)(第七〇四
号)
一七四 同(綿貫民輔君紹介)(第七〇五
号)
一七五 同(田邊誠君紹介)(第七〇六
号)
一七六 同(山下八洲夫君紹介)(第七〇
七号)
一七七 同(左近正男君紹介)(第七〇八
号)
一七八 同(田中美智子君紹介)(第七〇
九号)
一七九 同(池端清一君紹介)(第七一〇
号)
一八〇 同(笹山登生君紹介)(第七一一
号)
一八一 同(堀崎潤君紹介)(第七一二
号)
一八二 同(鈴木宗男君紹介)(第七一三
号)
一八三 同(武田一夫君紹介)(第七一四
号)
一八四 同(武部勤君紹介)(第七一五
号)
一八五 同(船田元君紹介)(第七一六
号)
一八六 同(三原朝彦君紹介)(第七一七
号)
一八七 同(箕輪登君紹介)(第七一八
号)
一八八 同(虎島和夫君紹介)(第七一九
号)
一八九 同(国立腎センター設立に關する諸願(近
江巳記夫君紹介)(第七二〇号)
一九〇 同(難病患者などの医療と生活の保障に關
する諸願(藤原房雄君紹介)(第七二
一号)
一九一 同(新井彬之君紹介)(第七二二
号)
一九二 同(伊吹文明君紹介)(第七二三
号)
一九三 同(今井勇君紹介)(第七二四
号)
一九四 同(上草義輝君紹介)(第七二五
号)
一九五 同(大石千八君紹介)(第七二六
号)
一九六 同(大野功統君紹介)(第七二七
号)
一九七 同(北村直人君紹介)(第七二八
号)
一九八 同(古賀誠君紹介)(第七二九
号)
一九九 同(佐藤敬夫君紹介)(第七三〇
号)
二〇〇 同(笹川龜君紹介)(第七三一
号)
二〇一 同(鈴木宗男君紹介)(第七三二
号)
二〇二 同(高橋一郎君紹介)(第七三三
号)
二〇三 同(武村正義君紹介)(第七三四
号)
二〇四 同(月原茂昭君紹介)(第七三五
号)
二〇五 同(中川昭一君紹介)(第七三六
号)
二〇六 同(中山成彬君紹介)(第七三七
号)
二〇七 同(野呂昭彦君紹介)(第七三八
号)
二〇八 同(堀山由紀夫君紹介)(第七三
九号)
二〇九 同(原田憲君紹介)(第七四〇
号)
二一〇 同(原田昇左右君紹介)(第七四
一号)

平成元年六月二十二日 衆議院會議錄第二十四号(一) 請願日程

平成元年六月二十二日 衆議院會議録第二十四号(一) 請願日程 朗読を省略した議長の報告

- 一〇五 同(関山信之君紹介)(第一三六七号)
- 一〇六 同(田口健二君紹介)(第一三六八号)
- 一〇七 同(田中恒利君紹介)(第一三六九号)
- 一〇八 同(田邊誠君紹介)(第一三七〇号)
- 一〇九 同(田並廣明君紹介)(第一三七一号)
- 一一〇 同(高沢寅男君紹介)(第一三七二号)
- 一一一 同(竹内猛君紹介)(第一三七三号)
- 一二二 同(辻一彦君紹介)(第一三七四号)
- 一二三 同(戸田菊雄君紹介)(第一三七五号)
- 一二四 同(土井たか子君紹介)(第一三七六号)
- 一二五 同(中沢健次君紹介)(第一三七七号)
- 一二六 同(中西續介君紹介)(第一三七八号)
- 一二七 同(中村茂君紹介)(第一三七九号)
- 一二八 同(中村正男君紹介)(第一三八〇号)
- 一二九 同(永井孝信君紹介)(第一三八一号)
- 一二〇 同(野口幸一君紹介)(第一三八二号)
- 一二一 同(野坂浩賢君紹介)(第一三八三号)
- 一二二 同(馬場昇君紹介)(第一三八四号)
- 一二三 同(早川勝君紹介)(第一三八五号)
- 一二四 同(広瀬秀吉君紹介)(第一三八六号)
- 一二五 同(細谷治嘉君紹介)(第一三八七号)
- 一二六 同(堀島雄君紹介)(第一三八八号)
- 一二七 同(前島秀行君紹介)(第一三八九号)
- 一二八 同(松前仰君紹介)(第一三九〇号)
- 一二九 同(三野優美君紹介)(第一三九一号)
- 一三〇 同(水田稔君紹介)(第一三九二号)
- 一三一 同(武藤山治君紹介)(第一三九三号)
- 一三二 同(村山喜一君紹介)(第一三九四号)
- 一三三 同(村山富市君紹介)(第一三九五号)
- 一三四 同(池端清一君紹介)(第一三九六号)
- 一三五 同(安田修三君紹介)(第一三九七号)
- 一三六 同(山口鶴男君紹介)(第一三九八号)
- 一三七 同(山下八洲夫君紹介)(第一三九九号)
- 一三八 同(山花貞夫君紹介)(第一四〇〇号)
- 一三九 同(吉原米治君紹介)(第一四〇一号)
- 一四〇 同(渡部行雄君紹介)(第一四〇二号)
- 一四一 同(有島重武君紹介)(第一四〇三号)

- 一四二 同(沼川洋一君外一名紹介)(第一四〇四号)
- 一四三 同(遠藤和良君紹介)(第一四〇五号)
- 一四四 同(大野潔君紹介)(第一四〇六号)
- 一四五 同(長田武士君紹介)(第一四〇七号)
- 一四六 同(貝沼次郎君紹介)(第一四〇八号)
- 一四七 同(木内良明君紹介)(第一四〇九号)
- 一四八 同(坂口力君紹介)(第一四一〇号)
- 一四九 同(鈴切康雄君紹介)(第一四一一号)
- 一五〇 同(武田一夫君紹介)(第一四一二号)
- 一五一 同(日笠勝之君紹介)(第一四一三号)
- 一五二 同(平石磨作太郎君紹介)(第一四一四号)
- 一五三 同(伏屋修治君紹介)(第一四一五号)
- 一五四 同(藤原房雄君紹介)(第一四一六号)
- 一五五 同(二見伸明君紹介)(第一四一七号)
- 一五六 同(古川雅司君紹介)(第一四一八号)
- 一五七 同(水谷弘君紹介)(第一四一九号)
- 一五八 同(森田景一君紹介)(第一四二〇号)
- 一五九 同(森本晃司君紹介)(第一四二一号)
- 一六〇 同(吉井光昭君紹介)(第一四二二号)
- 一六一 同(吉浦忠治君紹介)(第一四二三号)
- 一六二 同(渡部一郎君紹介)(第一四二四号)
- 一六三 同(米の輸入自由化阻止、食糧管理制度の基本堅持に関する請願(魚住汎英君紹介)(第一四二六号)
- 一六四 同(森林の復元に関する請願(阿部昭吾君紹介)(第一四二八号)
- 一六五 同(江田五月君紹介)(第一四二九号)
- 一六六 同(菅直人君紹介)(第一四三〇号)
- 一六七 同(橋崎弥之助君紹介)(第一四三一号)
- 一六八 同(上田哲君紹介)(第一四三二号)
- 一六九 同(金子みつ子君紹介)(第一四三三号)
- 一七〇 同(淡沢利久君紹介)(第一四三四号)
- 一七一 同(多賀谷真隆君紹介)(第一四三五号)
- 一七二 同(日本中央競馬会場外馬券発売所新設に関する請願(今枝敏雄君紹介)(第一四三八四号)

(建設委員会)

- 一 過疎地域振興のための新立法措置に関する請願(園田博之君紹介)(第三五五号)
- 二 河川維持流量の確保に関する請願(井出正二君紹介)(第一一七〇号)
- 三 同(小川元君紹介)(第一一七〇号)
- 四 同(小沢良孝君紹介)(第一一七二号)
- 五 同(唐沢俊二郎君紹介)(第一一七三三号)
- 六 同(小坂善太郎君紹介)(第一一七四号)
- 七 同(中島衛君紹介)(第一一七五号)
- 八 同(宮下剛平君紹介)(第一一七六号)
- 九 同(村井仁君紹介)(第一一七七号)
- 一〇 同(若林正俊君紹介)(第一一七八号)
- 一一 同(串原義直君紹介)(第一四四六号)
- 一二 同(清水勇君紹介)(第一四四七号)
- 一三 同(中村茂君紹介)(第一四四八号)
- 一四 同(沖津及び北方問題に関する特別委員会) 橋辰夫君紹介(第四七号)

朗読を省略した議長の報告

(条約送付及び通知)

一、昨二十一日、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨参議院に通知した。

実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件

千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標準の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定の締結について承認を求めるの件

法例の一部を改正する法律
肥料價格安定臨時措置法を廃止する法律
信用金庫法の一部を改正する法律
民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律
道路法等の一部を改正する法律
(通知書受領)
一、昨二十一日、参議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。
航空業務に関する日本国とオーストラリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
航空業務に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
一、昨二十一日、参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。
日本輸出入銀行法の一部を改正する法律
日本開発銀行法の一部を改正する法律
水資源開発公団法の一部を改正する法律
民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律
金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律
郵便貯金法の一部を改正する法律
郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律
原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律
戦傷病者戦没者遺族等援護法の一部を改正する法律
歯科衛生士法の一部を改正する法律
国立学校設置法の一部を改正する法律
特定農産加工業経営改善臨時措置法
特定新規事業実施円滑化臨時措置法
恩給法等の一部を改正する法律

一、昨二十一日、次の法律の公布を奏上し、その旨参議院に通知した。

(政府委員承認)
一、昨二十一日、田村議長は、宇野内閣総理大臣
申し出の次の者を、第百十四回国会政府委員に
任命することを承認した。

中小企業庁指導部長 里田 武臣

(政府委員任命)
一、昨二十一日、宇野内閣総理大臣から田村議長
あて、二十一日議長において承認した里田武臣
を、同日第百十四回国会政府委員に任命した旨
の通知を受領した。

(政府委員退任)

一、昨二十一日、宇野内閣総理大臣から田村議長
あて、第百十四回国会政府委員中左記のとおり
異動があり、政府委員としての資格を失った旨
の通知を受領した。

記

異動前の氏名 異動後の氏名 異動
官職名 官職名 年月 日 動
中小企業 村田 憲寿 経済企画 平元・六・六
庁指導部 長 官 活局審議 官

(理事補欠選任)

一、昨二十一日、常任委員会において、次のとお
り理事を補欠選任した。

外務委員会

理事 大石 正光君(理事深谷隆司君昨二十

一日理事辞任につきその補欠)

文教委員会

理事 麻生 太郎君(理事町村信孝君去る三

日委員辞任につきその補欠)

理事 鴻池 祥肇君(理事鳩山邦夫君去る七

日委員長辞任につきその補欠)

運輸委員会

理事 武部 勤君(理事柿澤弘治君去る二

十日委員辞任につきその補欠)

決算委員会

理事 岡島 正之君(理事堀内光雄君去る三

日委員辞任につきその補欠)

(常任委員辞任及び補欠選任)
一、昨二十一日、議長において、次のとおり常任
委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

井上 和久君

平石磨作太郎君

地方行政委員

辞任

佐藤 敬治君

外務委員

辞任

鈴木 恒夫君

岡崎万寿秀君

大蔵委員

辞任

愛野興一郎君

平石磨作太郎君

文教委員

辞任

岸田 文武君

松田 岩夫君

社会労働委員

辞任

小沢 辰男君

笹川 堯君

川俣健二郎君

北村 直人君

補欠

北村 直人君

武部 勤君

村山 富市君

小沢 辰男君

補欠

小沢 辰男君

補欠

小沢 辰男君

補欠

武部 勤君
村山 富市君
川俣健二郎君

農林水産委員

辞任

石破 茂君

橋本征士郎君

川崎 二郎君

玉沢徳一郎君

鳩山由紀夫君

二田 孝治君

宮里 松正君

谷津 義男君

保岡 興治君

愛野興一郎君

小沢 辰男君

加藤 紘一郎君

瓦 力君

鈴木 恒夫君

岡崎万寿秀君

補欠

鈴木 恒夫君

岡崎万寿秀君

補欠

鈴木 恒夫君

岡崎万寿秀君

補欠

鈴木 恒夫君

岡崎万寿秀君

補欠

鈴木 恒夫君

岡崎万寿秀君

補欠

鈴木 恒夫君

岡崎万寿秀君

補欠

鈴木 恒夫君

岡崎万寿秀君

補欠

井上 和久君
遠藤 和良君
坂井 弘一君
鳥居 一雄君

建設委員

辞任

金子原二郎君

松永 新君

松永 光君

栗屋 敏信君

石破 茂君

笹川 堯君

松永 新君

金子原二郎君

松永 光君

補欠

松永 光君

補欠

松永 光君

補欠

松永 光君

補欠

松永 光君

補欠

松永 光君

補欠

松永 光君

補欠

松永 光君

補欠

松永 光君

補欠

松永 光君

補欠

松永 光君

補欠

松永 光君

補欠

松永 光君

補欠

平成元年六月二十二日 衆議院會議録第二十四号(一) 朗読を省略した議長の報告 簡易生命保険法の一部を改正する法律案及び同報告書

社会労働委員

辞任

石破 茂君
宮澤 喜一君

補欠

宮澤 喜一君
石破 茂君

予算委員

辞任

玉沢徳一郎君
宮澤 喜一君
金子 満広君
谷垣 禎一君
中村正三郎君
正森 成二君

補欠

中村正三郎君
谷垣 禎一君
正森 成二君
宮澤 喜一君
玉沢徳一郎君
金子 満広君

議院運営委員

辞任

井上 喜一君
石橋 大吉君
古賀 正浩君
前島 秀行君

補欠

古賀 正浩君
前島 秀行君
井上 喜一君
石橋 大吉君

(理事補欠選任)

一、昨二十一日、特別委員会において、次のとおり理事を補欠選任した。
公職選挙法改正に関する調査特別委員会
理事 山口 敏夫君(理事山崎拓君去る三日委員辞任につきその補欠)

安全保障特別委員会

理事

柿澤 弘治君(理事山崎拓君去る三日委員辞任につきその補欠)

(議案送付)

一、昨二十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。
国際開発協力基本法案(川崎寛治君外十五名提出)
平成元年度における国民年金法等の年金の額等の改定の特例に関する法律案(大出俊君外二名提出)

(議案通知)

一、昨二十一日、参議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨参議院に通知した。

実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約の締結について承認を求めるの件
千九百六十七年七月十四日にストックホルムで及び千九百七十七年五月十三日にジュネーヴで改正され並びに千九百七十九年十月二日に修正された標準の登録のための商品及びサービスの国際分類に関する千九百五十七年六月十五日のニース協定の締結について承認を求めるの件
一、昨二十一日、参議院送付の次の内閣提出案を可決した旨参議院に通知した。
法例の一部を改正する法律案
肥料価格安定臨時措置法を廃止する法律案
信用金庫法の一部を改正する法律案
民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法の一部を改正する法律案
道路法等の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、昨二十一日、参議院において次の本院提出案を可決した旨の通知書を受領した。
歯科衛生士法の一部を改正する法律案
一、昨二十一日、参議院において次の内閣提出案を承認することを議決した旨の通知書を受領した。

航空業務に関する日本国とオーストリア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
航空業務に関する日本国とトルコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件
一、昨二十一日、参議院において次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

日本輸出入銀行法の一部を改正する法律案
日本開発銀行法の一部を改正する法律案
水資源開発公団法の一部を改正する法律案
民間都市開発の推進に関する特別措置法の一部を改正する法律案
金融自由化対策資金の運用及び簡易保険郵便年金福祉事業団の業務の特例等に関する法律案

郵便貯金法の一部を改正する法律案
郵便為替法及び郵便振替法の一部を改正する法律案
原子爆弾被害者に対する特別措置に関する法律の一部を改正する法律案
戦傷病者戦没者遺族等援護法等の一部を改正する法律案
国立学校設置法の一部を改正する法律案
特定農産加工業経営改善臨時措置法案
特定新規事業実施円滑化臨時措置法案
恩給法等の一部を改正する法律案

(質問書提出)

一、昨二十一日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
陪審制度についての質問主意書(滝沢幸助君提出)
振動障害者の「適正給付管理対策」と社会復帰対策事業等に関する質問主意書(野間友一君提出)
一、今二十二日、議員から提出した質問主意書は次のとおりである。
消費者の安全と適正な商品選択を確保するため厚生行政施策に関する質問主意書(上坂昇君提出)
大嘗祭・即位禮に関する質問主意書(滝沢幸助君提出)

簡易生命保険法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。
平成元年六月十九日

衆議院議長 田村 元殿
参議院議長 土屋 義彦
簡易生命保険法の一部を改正する法律案
簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十五条の二中「因り」を「より、又はその期間の満了前に被保険者が死亡したことのほかその者の生存中に保険期間内の保険約款の定める期間が満了したことにより」に改める。
第二十五条第二項第九号中「終身保険」の下に「定期保険」を加える。
第二十八条第二項中「家族保険の保険契約の下に」(「保険約款の定める保険契約を除く。」)を加え、「因らない」を「よらない」に改める。
第三十一条第一項中「二年」の下に「以内」の期間であつて保険約款の定める期間を加え、「三箇月以内」を「三箇月を超えたる期間であつて保険約款の定める期間内」に改め、「一年」の下に「以内」の期間であつて保険約款の定める期間を加える。
第四十三条中「終身保険の下に」定期保険を加える。

附則

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二十八条第二項及び第三十一条第一項の改正規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案
(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

一 議案の目的及び要旨
本案は、最近における保険需要の動向にかんがみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容の充実を図るため、定期保険の制度を改善すること等所要の改正を行おうとするもので、その内容は次のとおりである。
1 定期保険の制度の改善
定期保険について、生存保険金の支払をすることができるようになる。
2 家族保険の早期死亡による契約失効の改善
家族保険のうち、保険約款の定める保険契約については、主たる被保険者が保険契約へ

の加入後六か月を経過する前に不慮の事故等又は法定伝染病によらないで死亡した場合にも、保険契約を継続できるようにする。

3 保険金の倍額支払制度の改善
保険金の倍額支払の要件のうち、期間に關する要件を緩和するとともに保険約款で定めることができるようになる。

4 施行期日

この法律は、公布の日から起算して、1に
ついては六月を、2及び3については一年を
超えない範囲内において政令で定める日から
施行する。

二 議案の可決理由

本案は、最近における保険需要の動向にかん
がみ、簡易生命保険の加入者に対する保障内容
の充実を図ろうとするもので、その措置は妥當
なものと認め、これを可決すべきものと議決し
た次第である。

平成元年六月二十一日

通信委員長 田名部匡省

衆議院議長 田村 元殿

郵便年金法の一部を改正する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。
よって国会法第八十三条により送付する。

平成元年六月十九日

参議院議長 土屋 義彦

衆議院議長 田村 元殿

郵便年金法の一部を改正する法律
郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)の一
部を次のように改正する。

第五条に次の一項を加える。

4 年金契約には、次条に規定する傷害特約又は
疾病傷害特約(以下「特約」という。)を付するこ
とができる。

とができる。

第五條の次に次の一條を加える。
第五條の二 傷害特約においては、国が、前条第
一項の契約に係る年金受取人が不慮の事故又は
第三者の加害行為(以下「不慮の事故等」とい
う。)により受けた傷害について給付金を支払う
ことを約し、年金契約者が国に掛金を支払うこ
とを約するものとする。

2 疾病傷害特約においては、国が、前条第一項
の契約に係る年金受取人がかつた疾病及び不
慮の事故等により受けた傷害について給付金を
支払うことを約し、年金契約者が国に掛金を支
払うことを約するものとする。

3 前条第三項の規定により年金支払事由発生日
以後年金受取人が死亡した場合においてもなお
年金継続受取人(同項の規定により年金を受け
取るべき者をいう。以下同じ。)に年金を支払う
ことを約した年金契約(以下「保証期間付年金契
約」という。)に付する特約においては、国は、
前二項に規定する給付金を支払うほか、当該年
金契約に付されている特約の次の各号の区分に
従い、当該各号に定める給付金を支払うことを
約することができる。

一 傷害特約の場合

年金継続受取人のうちその死亡に至るまで
継続して年金を支払うことを約したもの(年
齢十年に満たない者を除く。次号において同
じ。)が不慮の事故等により受けた傷害につい
て支払う給付金

二 疾病傷害特約の場合

年金継続受取人のうちその死亡に至るまで
継続して年金を支払うことを約したもの(年
齢十年に満たない者を除く。次号において同
じ。)が不慮の事故等により受けた傷害につ
いて支払う給付金

結果に關する事項

第六條第一項第九号を同項第十一号とし、同項
第八号中「(前条第三項の規定により年金を受け取
るべき者をいう。以下同じ。)」を削り、同号を同
項第十号とし、同項第七号中「支払」の下に「及び
給付金の削減その他給付金の支払」を加え、同号
を同項第九号とし、同項第六号を第八号とし、
第五号を第七号とし、第四号を第五号とし、同号
の次に次の一号を加える。

六 特約を付することができない場合に関する
事項

第六條第一項第三号中「前条第三項」を「第五條
第三項」に改め、「年金支払開始年齢」の下に「並び
に給付責任期間(特約の効力発生日から始まる
期間であつて、その期間中に年金受取人又は特約
対象年金継続受取人が疾病にかかり、又は不慮の
事故等により傷害を受けた場合に、国が当該疾病
又は傷害について給付金の支払の責めに任ずる期
間をいう。以下同じ。)」を加え、同号を同項第四
号とし、同項第二号を第三号とし、第一号の次
に次の一号を加える。

二 給付金額(特約に係る疾病又は傷害によつ
て生じた結果に対し、第十三条の二又は第十
三条の三の規定により支払う給付金の額をい
う。以下同じ。)及び特約給付責任額(年金受
取人及び前条第三項の特約における給付金の
支払を受ける年金継続受取人(以下「特約対象
年金継続受取人」という。)のそれぞれについ
て支払を約した給付金の限度額をいう。以下
同じ。)に關する事項

第六條の次に次の二條を加える。

(年金契約者の制限)
第六條の二 年齢十年に満たない者を年金受取人
とする年金契約に特約を付する場合には、年金
契約者は、年金受取人の父、母、祖父、祖母、
兄又は姉でなければならぬ。
(特約における第三者の同意)
第六條の三 第三者を年金受取人とする年金契約

に特約を付する場合には、その者の同意がなけ
ればならない。ただし、年金支払事由発生日以
後に特約を付する場合であつて次の各号のいづ
れかに該当する場合、又はその第三者が年齢十
年に満たない者である場合は、この限りでな
い。

一 主契約において年金継続受取人の指定がさ
れていない保証期間付年金契約に付するこ
と。

二 保証期間付年金契約以外の年金契約であつ
て主契約において年金受取人の死亡につき返
還金の支払をすることとされているもののう
ち、当該返還金の受取人が指定されていない
ものに付するとき。

三 保証期間付年金契約以外の年金契約であつ
て主契約において年金受取人の死亡につき返
還金の支払をしないこととする年金契約に付
するとき。

2 第五條の二第三項の規定による給付金の支払
を約した特約を付する場合において、特約対象
年金継続受取人となるべき者が第三者であると
きには、前項本文の規定を準用する。

第七條中「年金継続受取人」の下に「次条の規定
により給付金を受け取るべき者(以下「給付金受取
人」という。)」を加え、同条の次に次の一條を加
える。

(給付金受取人)

第七條の二 特約において、第十三条の二又は第
十三條の三の規定により年金受取人又は特約対
象年金継続受取人の死亡に係る給付金を支払う
場合にあつては、次の各号の区分に従い、当該
各号に定める者を給付金受取人とする。

一 年金受取人(年齢十年に満たない者を除
く。)の死亡の場合

次のイ及びロの区分に従い、それぞれに定
める者
イ 年金支払事由発生日の前日までに年金受
取人が死亡した場合

八
一
八

第十三条の三 疾病傷害特約においては、年金受

取人又は特約対象年金継続受取人がその給付責任期間中に疾病にかかったとき、又は不慮の事故等により傷害を受けたときは、年金約款の定めるところにより、当該疾病又は傷害を直接の原因とする病院又は診療所への入院、当該疾病を直接の原因とする常時の介護を要する身体障害の状態、当該傷害を直接の原因とする死亡又は身体障害その他当該疾病又は傷害によつて生じた結果に対し、給付金を支払う。				(特約に関する簡易生命保険法の規定の準用) 第十三条の四 特約における給付金の支払については、簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)第三十二条第四項、第三十三条第三項、第三十七条の八、第四十二条第四項及び第四十四条第三項の規定を準用する。この場合において、次の表の上欄に掲げるこれらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。			
第三十二条第四項	被保険者が保険契約	年金受取人又は特約対象年金継続受取人が年金契約		第三十三条第三項及び第三十七条の八第一項	被保険者	年金受取人又は特約対象年金継続受取人	
	保険約款	年金約款			被保険者	年金受取人又は特約対象年金継続受取人	
	保険金額	給付金額			被保険者	年金受取人又は特約対象年金継続受取人	
	被保険者	年金受取人又は特約対象年金継続受取人			被保険者	年金受取人又は特約対象年金継続受取人	
第三十七条の八第二項	被保険者	年金受取人又は特約対象年金継続受取人		第四十二条第四項	被保険者	年金受取人又は特約対象年金継続受取人	
	保険約款	年金約款			被保険者	年金受取人又は特約対象年金継続受取人	
	保険金額	給付金額			被保険者	年金受取人又は特約対象年金継続受取人	
	被保険者	年金受取人又は特約対象年金継続受取人			被保険者	年金受取人又は特約対象年金継続受取人	
第四十二条第四項	被保険者	年金受取人又は特約対象年金継続受取人		第四十四条第三項	被保険者	年金受取人又は特約対象年金継続受取人	
	保険約款	年金約款			被保険者	年金受取人又は特約対象年金継続受取人	
	保険金額	給付金額			被保険者	年金受取人又は特約対象年金継続受取人	
	被保険者	年金受取人又は特約対象年金継続受取人			被保険者	年金受取人又は特約対象年金継続受取人	

第十四条の次に次の一条を加える。

(特約給付責任額)

第十四条の二 特約給付責任額については、年金受取人及び特約対象年金継続受取人のそれぞれ一人について、その者を年金受取人とする特約及びその者を特約対象年金継続受取人とする特約のそれぞれ傷害特約に係るものと疾病傷害特約に係るものとを合算した額(次項において「合算額」という。)が千万円を超えないこととなる特約を付することができない。

2 年金受取人又は特約対象年金継続受取人を被保険者とする簡易生命保険法第五条の二に規定する傷害特約又は疾病傷害特約があるときは、その傷害特約及び疾病傷害特約に係る保険金額を前項の合算額に合算した額について、同項の規定を適用する。

第十五条中「及び」を「並びに」に改め、「年金受取人」の下に「及び特約対象年金継続受取人」を加え、同条の次に次の一条を加える。

(面談)

第十五条の二 年金契約の申込み(特約を付するものに限る。)をしようとする者は、申込みの際、年金受取人及び特約対象年金継続受取人となるべき者をして、郵便局の職員に面接させなければならない。

第十八条第二項第三号を次のように改める。

三 保証期間付年金契約にあつては、保証期間第十八条第二項第十号を第十三号とし、第九号を第十二号とし、第八号の次に次の三号を加える。

九 第五条の二第三項の規定による給付金の支払を約した特約が付された年金契約にあつては、特約対象年金継続受取人の氏名、生年月日及び男女の別

十 年齢十年に満たない者を年金受取人とする年金契約に特約が付されたときは、年金受取人と年金契約者との続柄

十一 特約が付されたときは、その旨並びにこれに係る特約給付責任額、掛金の額及び給付責任期間

第十八条の二第三項に次のただし書を加える。
ただし、特約に係る掛金については、当該申込みの撤回等が年金約款の定めるものに該当するときは、この限りでない。

第十八条の二に次の一項を加える。
4 申込みの撤回等(特約が付されている年金契約に係るものに限る。)の当時、既に給付金の支払の事由が生じているときは、当該申込みの撤回等は、その効力を生じない。ただし、申込みの撤回等を行つた者が、申込みの撤回等の当時、既に給付金の支払の事由の生じたことを知つているときは、この限りでない。

第十八条の二の次に次の一条を加える。

(特約の無効等)

第十八条の三 年金契約者、年金受取人又は特約対象年金継続受取人の詐欺による特約は、無効とする。

2 特約においては、国又は年金契約者が、年金契約の申込みの当時、既に年金受取人又は特約対象年金継続受取人が疾病にかつていゝこと又は不慮の事故等により傷害を受けていゝことを知つていゝときは、国は、当該疾病又は傷害について給付金の支払をする責めに任じない。

第十九条に次のただし書を加える。

ただし、次条に規定する場合においては、この限りでない。

第十九条の次に次の一条を加える。

(特約の失効)

第十九条の二 年金契約者が、特約が付されている年金契約の主要約に係る掛金払込期間の経過後(掛金を一時に払い込む年金契約にあつては、その年金契約の効力発生後)もなお払い込むべき当該特約に係る掛金を払い込まないで、年金約款の定める払込猶予期間を経過したときは、当該特約は、その効力を失う。

第二十条中「前条」を「第十九条」に改める。

第二十一条第一項中「年金受取人の配偶者(届出がなくとも事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに年金受取人の死亡当時年金受取人の扶助によつて生計を維持していた者及び年金受取人の生計を維持していた者」を「前各項に改め、同項を同条第四項中「前三項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「第一項」を「第二項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項中「前項」を「第一項」に改め、同条第一項中「前項」を「前各項」に改め、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 前項の遺族は、配偶者(届出がなくとも事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びにその者の死亡当時その者の扶助によつて生計を維持していた者及びその者の生計を維持していた者とする。

第二十三条第一項第一号中「年金受取人又は年金継続受取人の配偶者、子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹並びに年金受取人又は年金継続受取人の死亡当時年金受取人又は年金継続受取人の扶助によつて生計を維持していた者及び年金受取人又は年金継続受取人の生計を維持していた者」を「その死亡した者が年金受取人であるときは年金受取人の遺族、その死亡した者が年金継続受取人であるときは年金継続受取人の遺族に改め、同項第二号を次のように改める。

二 年金受取人の遺族
第二十三条第二項を次のように改める。
2 前項の年金受取人の遺族及び年金継続受取人の遺族については、前条第二項から第四項までの規定を準用する。

第二十三条の次に次の一条を加える。

(給付金の支払の免責)

第二十三条の二 特約においては、次に掲げる場合には、国は、当該疾病又は傷害について給付金を支払う責めに任じない。
一 年金受取人又は特約対象年金継続受取人が故意に疾病にかつたとき。

二 第五条の二第三項の規定による給付金の支払を約した特約において、給付金受取人となるべき年金受取人が故意に特約対象年金継続受取人に傷害を与えたとき。

三 年金契約者が故意に年金受取人又は特約対象年金継続受取人に傷害を与えたとき。
第二十四条第一項中「年金受取人」の下に「及び特約対象年金継続受取人」を加え、「因る」を「よる」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、特約が付されている年金契約において、年金受取人が年齢十年に満たない者であるときは、年金受取人の同意を要しない。

第二十五条中「年金受取人」の下に「(第五条の二第三項の規定による給付金の支払を約した特約が付されている年金契約において、年金受取人が既に死亡しているときにあつては、特約対象年金継続受取人)を加え、「因る」を「よる」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特約が付されている年金契約においては、年金受取人が年齢十年に達する前に年金契約者が死亡した場合において、その相続人が第六条の二に規定する者でないときは、年金受取人が、年金契約者の年金契約による権利義務を承継する。年金受取人が年齢十年に達する前に年金契約者が同条に規定する者でなくなつたときも、同様とする。

第二十六条の次に次の二条を加える。
(特約の追加等による変更)
第二十六条の二 年金契約者は、特約が付されていない年金契約に特約を付するため、若しくは年金契約に既に付されている特約について第五条の二第三項に規定する給付金の支払がされる

平成元年六月二十二日 衆議院會議録第二十四号(一) 郵便年金法の一部を改正する法律案及び同報告書

八二〇

ことを約するため、又は特約が付されている年金契約の特約給付責任額を増額するため、年金契約の定めるところにより、当該年金契約の変更の申込みをすることができ、

2 前項の申込みがあつた場合においてそれを承諾したときは、当該変更の契約(次条において「特約変更契約」という。)は、申込みの日において成立したものとみなし、かつ、その日から効力を生ずる。

(運用規定)

第二十六条の三 特約変更契約については、第六條の三、第十五條の二、第十六條、第十八條の二及び第十八條の三の規定を準用する。この場合において、第十八條の二第一項中「年金契約」とあり、第十八條の三第一項中「特約」とあり、及び同条第二項中「年金契約」とあるのは、「特約変更契約」と読み替へるものとする。

第二十七条中「年金受取人」を「年金契約(特約に係る部分を除く。)」においては、年金受取人」に改め、同条に次の一項を加える。

2 特約に係る返還金の支払については、前項の規定を準用する。ただし、年金受取人又は特約対象年金継続受取人の死亡の場合において、当該死亡につき第十三條の二又は第十三條の三の規定により給付金が支払われるときは、この限りでない。

第二十八条第一項中「年金契約者は」を「年金契約(特約に係る部分を除く。)」においては、年金契約者は」に、「前条」を「前条第一項」に改める。

第二十九条第一項中「年金契約者が」の下に「前条の規定に基づき」を加え、「を指定しない」を「指定をしない」に、「第二十七條」を「第二十七條第一項」に改め、同条第二項中「第二十二條の規定により年金継続受取人となるべき者(保証期間付年金契約以外の場合にあつては、第二十三條第一項第二号に規定する者)」を「年金受取人の遺族」に改め、同条に次の三項を加える。

3 前項の年金受取人の遺族については、第二十

二條第二項から第四項までの規定を準用する。
4 前項の場合には、胎児たる子又は孫は、既に生まれたものとみなす。

5 前項の規定は、胎児が死体で生まれたときは適用しない。

第二十九条の五中「規定の下に」(特約が付されている年金契約にあつては、第十五條の二、第十八條の三及び第三十二條の規定)を加え、同条を第二十九條の六とし、第二十九條の二から第二十九條の四までを一条ずつ繰り下げ、第二十九條の次に次の一条を加える。

(特約の返還金受取人)

第二十九條の二 特約においては、返還金受取人は、前二條の規定により当該特約に係る主契約において返還金受取人となる者(返還金の支払の事由が特約においてのみ発生した場合にあつては、その支払の事由が当該特約に係る主契約においても同時に発生したとした場合に前二條の規定によりその主契約において返還金受取人となる者)とする。

第三十一條中「年金継続受取人」の下に「給付金受取人」を加える。

第三十二條中「年金契約者が」を「年金契約者(特約が付されている年金契約にあつては、年金契約者、年金受取人及び特約対象年金継続受取人が)」に、「且つ」を「かつ」に改める。

第三十三條中「年金」の下に「給付金」を加える。

第三十四條中「返還金」を「返還金(特約に係る部分を除く。)」に改め、同条に次の一項を加える。

2 給付金及び特約に係る返還金を受け取るべき権利は、差し押さへることができない。

第三十五條第一項中「第二十七條」を「第二十七條第一項」に改める。

第三十六條中「年金、返還金」を「年金、給付金、返還金」に、「控除する」を「控除することができ

第三十七條中「年金、返還金」を「年金、給付金、返還金」に改める。

第三十八條第二項中「年金継続受取人」の下に「特約対象年金継続受取人、給付金受取人」を加え、「剰余金の分配率の引下に関する事項を除いて」を削り、同項に次のただし書を加える。

ただし、次に掲げる事項については、この限りでない。

一 前納掛金の割引率の引下げに関する事項
二 給付金の削減率の引上げに関する事項
三 剰余金の分配率の引下げに関する事項

第三十九條中「年金」の下に「給付金」を加え、「因つて」を「よつて」に改める。

第四十條第一項及び第二項中「年金継続受取人」の下に「特約対象年金継続受取人、給付金受取人」を加える。

第四十一條中「(昭和二十四年法律第六十八号)」を削り、「但し」をこの場合において「に改める。

附 則

(施行期日)
第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

(簡易生命保険及郵便年金特別会計法の一部改正)
第二条 簡易生命保険及郵便年金特別会計法(昭和十九年法律第十二号)の一部を次のように改正する。

第四条中「同事業経営上ノ年金」の下に「給付金」を加える。

(郵便振替法の一部改正)
第三条 郵便振替法(昭和二十三年法律第六十号)の一部を次のように改正する。

第五十二条第一項中「係る年金」の下に「給付金」を加える。

(簡易生命保険法の一部改正)
第四条 簡易生命保険法(昭和二十四年法律第六十八号)の一部を次のように改正する。

第十七條に次の一項を加える。
4 被保険者を郵便年金法(昭和二十四年法律第六十九号)に規定する年金受取人又は特約対象年金継続受取人とする同法第五條の二の傷害特約又は疾病傷害特約があるときは、その傷害特約及び疾病傷害特約に係る特約給付責任額を前項の保険金額に合算した額について、前項前段の規定を適用する。

第五十七條第二項中「(昭和二十四年法律第六十九号)」を削る。

郵便年金法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
議案の目的及び要旨
本案は、最近における年金需要の動向にかんがみ、郵便年金の加入者に対する保障内容の充実を図るため、郵便年金に傷害特約及び疾病傷害特約の制度を設けるための所要の改正を行おうとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 傷害特約及び疾病傷害特約の創設
(一) 特約の付加についての根拠
年金契約には、傷害特約又は疾病傷害特約を付することができるようになる。

(二) 特約の定義
(1) 傷害特約は、国が、年金受取人が不慮の事故等により受けた傷害について給付金を支払うことを約し、年金契約者が国に掛金を支払うことを約するものとする。

(2) 疾病傷害特約は、国が、年金受取人がかかった疾病及び不慮の事故等により受けた傷害について給付金を支払うことを約し、年金契約者が国に掛金を支払うことを約するものとする。

(3) 保証期間付年金契約に付する特約においては、年金継続受取人のうちその死亡に至るまで継続して年金の支払をするこ

とを約された者に対して、その者がかかった疾病及び不慮の事故等により受けた傷害について、年金受取人の例により給付金を支払うことを約することができるとする。

(三) 特約の給付

(1) 傷害特約においては、年金受取人又は(2)の給付金が支払われる年金継続受取人(以下「特約対象年金継続受取人」という。)が受けた傷害について、その傷害による入院・身体傷害・死亡その他当該傷害によって生じた結果に対して給付金を支払う。

(2) 疾病傷害特約においては、年金受取人又は特約対象年金継続受取人がかかった疾病又は受けた傷害について、疾病にあつては入院・常時の介護を要する身体障害、傷害にあつては入院・身体傷害・死亡、その他当該疾病又は傷害によって生じた結果に対して給付金を支払う。

(四) 加入限度額

特約給付責任額の加入限度は、年金受取人及び特約対象年金継続受取人のそれぞれ一人につき千円とし、年金受取人又は特約対象年金継続受取人を被保険者とする簡易生命保険の保険契約に付された特約があるときは、その保険金額を合わせて千円とする。

(四) その他

給付金受取人、給付金の削減、特約の給付をしない場合及び年金契約の変更等について定める。

2

(一) 郵便年金に特約制度を創設することに伴い、簡易生命保険及び郵便年金特別会計法、郵便振替法及び簡易生命保険法について所要の改正をする。

(二) その他規定の整備をする。

3 施行期日

この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、最近における年金需要の動向にかんがみ、郵便年金の加入者に対する保障内容の充実を図ろうとするもので、その措置は妥当なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

平成元年六月二十一日

衆議院議長 田村 元殿
参議院議長 土屋 義彦

民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律案
右の内閣提出案は本院において可決した。よつて国会法第八十三条により送付する。

平成元年六月十九日

衆議院議長 田村 元殿
参議院議長 土屋 義彦

民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律案
(目的)
第一条 この法律は、我が国における急速な高齢化の進展並びに地域及び家庭を取り巻く環境の変化に伴い、国民の老後に係る多様な保健サービス及び福祉サービスへの需要が増大していることにかんがみ、民間事業者が公的な保健サービス及び福祉サービスとの連携の下に地域において保健サービス及び福祉サービスを総合的に提供する一群の施設の整備を行うことを促進する措置を講じ、もつて老後における健康の保持及び老人の福祉の増進を図り、あわせて老

人が生きがいを持ち健康で安らかな生活を送ることができ、地域社会の形成に資することを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「特定民間施設」とは、老人保健法(昭和五十七年法律第八十号)第十二条に規定する保健事業及び老人福祉法(昭和十八年法律第三十三号)に基づく福祉サービス(以下「公的保健福祉サービス」という。)との連携の下に地域において保健サービス及び福祉サービスを総合的に提供する一群の施設であつて、民間事業者が整備する次に掲げる施設から構成されるものをいう。

一 住民の老後における疾病予防のため有酸素運動(継続的に酸素を摂取して全身持久力に關する生理機能の維持又は回復のために行う身体運動をいう。)を行わせるとともに、老人に対して機能訓練を行う施設であつて、診療所が附置されていることその他の政令で定める要件に適合するもの

二 老人に対して、各種の相談に応ずるとともに、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設(老人福祉法第十四条第五項に規定する老人福祉センターを除く。)

三 イに掲げる施設であつてロに掲げる施設が併せて設置されるもの
イ 身体上若しくは精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある老人又はその者を現に養護する者を通わせ、入浴若しくは給食又は介護方法の指導の実施その他の厚生省令で定める便宜を供与する施設
ロ 身体上又は精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある老人につきその者の居宅において入浴、排せつ、食事等の介護を行う事業その他のその者が居宅において日常生活を営むのに必要な便宜を供与する事業であつて政令で定めるもの

必要な施設

四 老人を人所さず、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設(老人福祉法第十四条第二項から第四項までに規定する施設を除く。)であつて政令で定めるもの

(基本方針)

第三条 厚生大臣は、特定民間施設の整備に關する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 特定民間施設の整備に關する基本的な事項
二 特定民間施設の立地並びに規模及び配置に關する事項
三 特定民間施設の整備の事業を行う者に関する事項

四 特定民間施設の施設及び設備に関する事項
五 特定民間施設の運営に関する事項

六 他の医療施設又は社会福祉施設との連携に關する事項

七 公的保健福祉サービスとの連携に關する事項

八 その他特定民間施設の整備に際し配慮すべき重要事項

3 厚生大臣は、基本方針を定め、又はこれを變更しようとするときは、自治大臣その他関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 厚生大臣は、基本方針を定め、又はこれを變更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(整備計画の認定等)

第四条 特定民間施設の整備の事業を行うとする者(当該事業を行う法人を設立しようとする者を含む。)は、当該特定民間施設の整備の事業に關する計画(以下「整備計画」という。)を作成し、これを厚生大臣に提出して、当該整備計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2 整備計画においては、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- 一 特定民間施設の位置
- 二 特定民間施設の概要、規模及び配置
- 三 特定民間施設が立地する市町村(特別区を含む。以下同じ。又はその周辺の市町村に含まれる地域であつて、その住民が当該特定民間施設を利用することが想定されるもの(以下「対象地域」という。)の区域
- 四 特定民間施設の整備の事業を行う者に関する事項
- 五 特定民間施設の運営に関する事項
- 六 他の医療施設又は社会福祉施設との連携に関する事項
- 七 公的保健福祉サービスとの連携に関する事項
- 八 特定民間施設の整備の事業の実施時期
- 九 特定民間施設の整備の事業を行うのに必要な資金の額及びその調達方法
- 十 その他厚生省令で定める事項

3 第一項の認定(以下「計画の認定」という。)の申請は、その計画に係る特定民間施設の所在地を管轄する都道府県知事を経由してするものとする。

(認定の基準)

第五条 厚生大臣は、計画の認定の申請があつた場合において、当該申請に係る整備計画が次の各号に適合すると認めるときは、計画の認定をするものとする。

- 一 前条第二項第一号から第七号まで及び第十号に掲げる事項が基本方針に照らし当該特定民間施設の整備の目的を達成し、当該特定民間施設の機能を発揮させるため適切なるものであること。

二 前条第二項第四号、第八号及び第九号に掲げる事項が当該特定民間施設の整備の事業を確実に遂行するため適切なものであること。

(関係都道府県等の意見の聴取)

第六条 厚生大臣は、計画の認定をしようとするときは、あらかじめ、関係都道府県(対象地域の全部又は一部が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内である場合には、当該指定都市を含む。以下同じ。)の意見を聴かなければならない。

2 前項の場合において、都道府県が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村(指定都市を除く。以下同じ。)の意見を聴かなければならない。

(認定の通知)

第七条 厚生大臣は、計画の認定をしたときは、速やかに、その旨を関係都道府県に通知しなければならない。

2 前項の通知を受けた都道府県は、速やかに、当該通知に係る事項を関係市町村に通知しなければならない。

(整備計画の変更)

第八条 計画の認定を受けた者(その者の設立に係る第四条第一項の法人を含む。)は、当該計画の認定を受けた整備計画の変更をしようとするときは、厚生大臣の認定を受けなければならない。

2 第四条第三項及び前三条の規定は、前項の変更の認定の申請があつた場合について準用する。

(報告の徴収)

第九条 厚生大臣は、計画の認定を受けた整備計画(前条第一項の変更の認定があつたときは、その変更後のもの。以下「認定計画」という。)に係る特定民間施設の整備の事業を行う者(以下「認定事業者」という。)に対し、当該認定計画に係る特定民間施設の整備の事業の実施状況に関し報告をさせることができる。

(改善命令)

第十条 厚生大臣は、認定事業者による特定民間

施設の整備の事業の実施が認定計画に適合しないおそれがあると認めるときは、当該認定事業者に対し、その改善に必要な措置を採るべきことを命ずることができる。

(認定の取消)

第十一条 厚生大臣は、認定事業者が認定計画に従つて特定民間施設の整備の事業を実施しないとき、又は前条の規定による厚生大臣の処分違反したときは、計画の認定を取り消すことができる。

2 第七条の規定は、前項の規定による取消しについて準用する。

(課税の特例)

第十二条 認定事業者が認定計画に従つて新たに取得し、又は製作した機械及び装置並びに器具及び備品であつて当該認定計画に係る特定民間施設においてその事業の用に供されるもののうち、当該特定民間施設の機能を発揮させるのに著しく資するものについては、租税特別措置法(昭和三十一年法律第二十六号)で定めるところにより、特別償却をすることができる。

(資金の確保)

第十三条 国及び地方公共団体は、認定事業者が認定計画に従つて特定民間施設の整備の事業を実施するのに必要な資金の確保に努めるものとする。

(指導及び助言)

第十四条 国及び地方公共団体は、認定事業者に対し、認定計画に従つて行われる特定民間施設の整備の事業の実施に関し必要な指導及び助言を行うものとする。

(認定事業者に係る軽費老人ホームの設置についての特例)

第十五条 老人福祉法第十四条第四項に規定する軽費老人ホームを設置しようとする認定事業者(民法(明治二十九年法律第八十九号)第三十四条の規定により設立された法人に限る。)は、あらかじめ厚生省令で定める事項をその設置し、

経営しようとする地を管轄する都道府県知事に届け出たときは、老人福祉法第十五条第四項及び社会福祉事業法(昭和二十六年法律第四十五号)第五十七条第二項の規定にかかわらず、同項の許可を受けず、当該軽費老人ホームを設置し、経営することができる。

2 前項の規定による届出に係る軽費老人ホームを設置し、経営する者に関しては、同項の規定による届出を社会福祉事業法第五十七条第一項の規定による届出とみなして、同法第五十八条第一項、第五十九条、第六十六条及び第六十七条第一項の規定を適用する。

(罰則)

第十六条 第九条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附 則

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。

(租税特別措置法の一部改正)

第二条 租税特別措置法の一部を次のように改正する。

第四十五条の二第二項を次のように改める。

2 青色申告書を提出する法人で次の表の各号の上欄に掲げるものが、昭和五十四年四月一日から平成三年三月三十一日までの間に、当該各号の中欄に掲げる減価償却資産のうちその製作若しくは建設の後事業の用に供されたことのないもの(第四十三条から前条まで若しくは前項若しくは同表の他の号又はこれらの規定に係る第五十二条の三第一項の規定の適用を受けるものを除く。以下この項において「医療用機器等」という。)を取得し、又は医

療用機器等を製作し、若しくは建設して、これを当該法人の営む当該各号の上欄に規定する事業の用に供した場合には、その用に供した日を含む事業年度の当該医療用機器等の償却限度額は、法人税法第三十一条第一項の規定にかかわらず、当該医療用機器等の普通償却限度額と特別償却限度額(当該医療用機器等の取得価額に当該各号の下欄に掲げる割合を乗じて計算した金額をいう)との合計額とする。

法 人	資 産	割 合
一 医療保健業を営む法人	次に掲げる減価償却資産 イ 医療用の機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの(以下この号において「医療用機器」という。) ロ 昭和六十三年四月一日前に建築されたものとして政令で定める医療施設に係る消火又は防火に資する減価償却資産で政令で定めるもの(以下この号において「特定消防用資産」という。)	百分の十五(医療用機器のうち医療法第三十条の六の規定により同条に定める利用に供されるもので政令で定めるものについては百分の十八とし、特定消防用資産については百分の八とする。)
二 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律(平成元年法律第 号)第九條に規定する認定事業者で同法第二條に規定する特定民間施設の設置及び運営に係る事業を営む法人	当該特定民間施設の機能の発揮に資する機械及び装置並びに器具及び備品で政令で定めるもの	百分の十八

(租税特別措置法の一部改正に伴う経過措置)

第三条 前条の規定による改正後の租税特別措置法第四十五条の二第二項の規定は、法人(法人税法(昭和四十年法律第三十四号)第二条第八号に規定する人格のない社団等を含む。以下この条において同じ。)がこの法律の施行の日以後に取得等(取得又は製作若しくは建設をいう。以下この条において同じ。)をしてその事業の用に供する同項に規定する医療用機器等について適用し、法人が同日前に取得等をした前条の規定による改正前の租税特別措置法第四十五条の二第二項に規定する医療用機器等をその事業の用に供した場合については、なお従前の例による。

(地方税法の一部改正)

第四条 地方税法(昭和二十五年法律第二百二十六号)の一部を次のように改正する。
附則第三十一条の二第九項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第八項中「第六項」を「第七項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第七項を同条第八項とし、同条第六項の次に次の一項を加える。
7 市町村は、民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律(平成元年法律第 号)第九条に規定する認定事業者が、同法の施行の日から平成三年三月三十一日までの間に、同条に規定する認定計画に従つて整備される同法第二

条に規定する特定民間施設のうち政令で定めるものの用に供する家屋(政令で定める要件を満たすものに限る。)で、その建設の後事業の用に供されたことのないものを取得し、又は建設してこれを当該認定事業者の事業の用に供した場合に、当該家屋の敷地である土地で、当該認定事業者が当該期間内に取得し、かつ、保有するものに対しては、第五百八十五条第一項の規定にかかわらず、特別土地保有税を課することができない。

(厚生省設置法の一部改正)

第五条 厚生省設置法(昭和二十四年法律第百五十一号)の一部を次のように改正する。
第五條第六十五号中「及び災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)」を「災害弔慰金の支給等に関する法律(昭和四十八年法律第八十二号)及び民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律(平成元年法律第 号)」に改める。

第六條第五十七号の次に次の一号を加える。
五十七の二 民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律の定めるところにより、基本方針を定め、及び整備計画の認定を行うこととする。

民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書
議案の目的及び要旨
一 本案は、老後における健康の保持及び老人の福祉の増進を図り、あわせて老人が生きがいを持ち健康で安らかな生活を営むことのできる地域社会の形成に資するため、民間事業者が地域において保健サービス及び福祉サービスを総合的に提供する一群の施設の整備を行うことを促進しようとするもので、その要旨は次のとおりである。

1 この法律において「特定民間施設」とは、公的保健福祉サービスとの連携の下に地域において保健サービス及び福祉サービスを総合的に提供する一群の施設であつて、民間事業者が整備する次に掲げる施設から構成されるものをいうものとする。

- (1) 住民の老後における疾病予防のための有酸素運動及び機能訓練を行う施設。
- (2) 老人に対して、各種の相談に応じ、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設。
- (3) 身体上若しくは精神上の障害があつて日常生活を営むのに支障がある老人又は養護する者に入浴、給食、介護方法の指導等を実施する施設及び当該老人の居宅における入浴、排せつ、食事等の介護等の事業を行う施設。
- (4) 老人を入所させ、給食その他日常生活上必要な便宜を供与する施設。
- 2 厚生大臣は、特定民間施設の整備に関する基本的な事項等を定めた基本方針を策定するとともに、民間事業者が作成した特定民間施設の整備計画について、関係都道府県等の意見を聴取し基本方針に照らし認定を行うこととする。
- 3 認定を受けた整備計画に従つて特定民間施設の整備の事業を行う民間事業者に対し、課税の特例、事業の実施に必要な資金の確保等の支援措置を講ずることとする。
- 4 その他所要の改正を行うこと。
- 5 この法律は、公布の日から施行すること。
- 二 議案の可決理由
民間事業者が、公的保健福祉サービスとの連携の下に、地域において特定民間施設の整備を行うことを促進することは、時宜に適するものと認め、本案は、可決すべきものと議決した。

「第九十五条第五項」に、「第九十五条第四項」を「第九十五条第六項」に改める。

附則第二項を削る。

附則

(施行期日)

1 この法律は、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約(以下「実演家等保護条約」という。)の実施に伴い、著作権法による保護を受ける実演、レコード及び放送として、同条約により我が国が保護の義務を負う実演、レコード及び放送を追加するなどの措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

2 改正後の著作権法(以下「新法」という。)中著作権隣接権に関する規定(第九十五条及び第九十七条の規定を含む。)は、次に掲げるものについては、適用しない。

一 この法律の施行前に行われた新法第七條第五号に掲げる実演

二 この法律の施行前にその音が最初に固定された新法第八條第三号に掲げるレコードで次に規定するもの以外のもの

三 この法律の施行前に行われた新法第九條第三号に掲げる放送

3 この法律の施行前にその音が最初に固定された新法第八條第三号に掲げるレコードで許諾を得ないレコードの複製からのレコード製作者の保護に関する条約により我が国が保護の義務を負うものについては、なお従前の例による。

(国内に常居所を有しない外国人であった実演家についての経過措置)

4 新法中著作権隣接権に関する規定(第九十五条並びに第九十五条の二第三項及び第四項の規定を含む。)は、この法律の施行前に行われた実演に係る実演家等保護条約が施行された際国内に常居所を有しない外国人であったものについては、適用しない。ただし、著作権法附則第二條第四項に規定する実演に係る実演家については、この限りでない。

著作権法の一部を改正する法律案(内閣提出、参議院送付)に関する報告書

議案の目的及び要旨

平成元年六月二十二日 衆議院会議録第二十四号(一)

著作権法の一部を改正する法律案及び同報告書

本案は、実演家、レコード製作者及び放送機関の保護に関する国際条約(以下「実演家等保護条約」という。)の実施に伴い、著作権法による保護を受ける実演、レコード及び放送として、同条約により我が国が保護の義務を負う実演、レコード及び放送を追加するなどの措置を講じようとするもので、その主な内容は次のとおりである。

1 著作権法による保護を受ける実演、レコード及び放送として、実演家等保護条約により我が国が保護の義務を負うものを追加すること。

2 著作権隣接権に関する規定を国内に常居所を有しない外国人である実演家についても適用することとする。

3 その他関係規定の整備を行うこと。

4 この法律は、実演家等保護条約が我が国について効力を生ずる日から施行すること。

二 議案の可決理由

実演家等保護条約の実施に伴い、著作権法による保護を受ける実演、レコード及び放送として、同条約により我が国が保護の義務を負う実演家等を追加する等の措置を講ずることは必要であると認め、本案は、可決すべきものと議決した次第である。

なお、本案に対し、別紙のとおり附帯決議を付することに決した。

右報告する。

平成元年六月二十一日

衆議院議長 田村 元殿

文教委員長 鳩山 邦夫

附帯決議

政府は、文化の発展に寄与する著作権保護の重要性にかんがみ、著作権思想の一層の普及に努めるとともに、次の事項について適切な措置を講ずべきである。

一 「実演家等保護条約」締結後における著作権隣接権制度の円滑な運用を図るため、商業用レコードの二次使用料に関する関係者間の話し合いの促進など必要な諸条件の整備に努めること。

二 私的録音・録画問題については、国際的動向にかんがみ、録音・録画の機器・機材に係る報酬請求権制度の導入など根本的解決のための制度的対応について検討を進めること。

三 ビデオディスクの発達等により録音・録画された実演の利用が多様化している等の実態を勘案して、実演家の権利の適切な保護等について検討すること。

四 複写複製問題については、文献複製に関する著作権の集中的処理体制の確立に努めるとともに、出版者を保護するため出版物の版面の利用に関する出版者の権利の創設について検討を進めること。

五 コンピュータ創作物に係る著作権問題については、今後における技術の発達普及に十分対応できるよう配慮しつつ、検討を進めること。

六 視覚障害者の障害者が、公表された著作物を適切公正に利用することができる方途を検討すること。

各委員会閉会中審査申出案件

一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

二、臨時職死及び臓器移植調査会設置法案(中山太郎君外四名提出、第百十三回国会衆議院第八号)

三、行政機構並びにその運営に関する件

四、恩給及び法制一般に関する件

五、公務員の制度及び給与に関する件

六、栄典に関する件

七、地方行政委員会

一、地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百八回国会衆議院第八五号)

二、留置施設法案(内閣提出、第百八回国会衆議院第九号)

三、道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)

四、地方自治に関する件

五、地方財政に関する件

六、警察に関する件

七、消防に関する件

法務委員会

一、刑事施設法案(内閣提出、第百八回国会衆議院第九六号)

二、刑事施設法施行法案(内閣提出、第百八回国会衆議院第九七号)

三、民事保全法案(内閣提出第四〇号)

四、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三三号)

五、刑事訴訟法の一部を改正する法律案(坂上富男君外三名提出、第百十二回国会衆議院第四号)

六、裁判所の司法行政に関する件

七、法務行政及び検察行政に関する件

八、国内治安及び人権擁護に関する件

外務委員会

一、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第四号)

二、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第五号)

三、国際情勢に関する件

大蔵委員会

一、国の会計に関する件

二、税制に関する件

三、関税に関する件

四、金融に関する件

五、証券取引に関する件

六、外国為替に関する件

平成元年六月二十二日 衆議院會議録第二十四号(一) 各委員会開會中審査申出案件

八二六

- 七、国有財産に関する件
八、専売事業に関する件
九、印刷事業に関する件
一〇、造幣事業に関する件
文教委員会

- 一、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第百十二回国会法第五三三号)
二、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(馬場昇君外一名提出、第百七回国会法第四四号)
三、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(沢藤礼次郎君外一名提出、第百九回国会法第三三三号)
四、学校教育法の一部を改正する法律案(佐藤徳雄君外一名提出、第百九回国会法第四四号)
五、学校教育法等の一部を改正する法律案(中西績介君外一名提出、第百九回国会法第五五号)
六、公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(中西績介君外一名提出、第百九回国会法第六六号)
七、公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案(馬場昇君外一名提出、第百九回国会法第七七号)
八、文教行政の基本施策に関する件
九、学校教育に関する件
一〇、社会教育に関する件
一一、体育に関する件
一二、学術研究及び宗教に関する件
一三、国際文化交流に関する件
一四、文化財保護に関する件
社会労働委員会
一、北海道旧土人保護法及び旭川市旧土人保

- 護地処分法の一部を改正する法律案(戸井田三郎君外二名提出、第百七回国会法第七七号)
二、雇用保険法の一部を改正する法律案(池端清一君外六名提出、第百八回国会法第八八号)
三、短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律案(永井孝信君外六名提出、第百八回国会法第一〇号)
四、厚生関係の基本施策に関する件
五、労働関係の基本施策に関する件
六、社会保障制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
七、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件
農林水産委員会

- 一、森林の保健機能の増進に関する特別措置法案(内閣提出第六五五号)
二、本邦漁業者の漁業生産活動の確保に関する法律案(石橋大吉君外十五名提出、第百八回国会法第一一〇号)
三、果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案(田中恒利君外四名提出、第百十三回国会法第四四号)
四、農林水産業の振興に関する件
五、農林水産物に関する件
六、農林水産業団体にに関する件
七、農林水産金融に関する件
八、農林漁業災害補償制度に関する件
商工委員会
一、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律の一部を改正する法律案(二見伸明君外四名提出、第百八回国会法第一八八号)
二、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案(二見伸明君外四名提出、第百八回国会法第一九〇号)
三、通商産業の基本施策に関する件

- 四、中小企業に関する件
五、資源エネルギーに関する件
六、特許及び工業技術に関する件
七、経済の計画及び総合調整に関する件
八、私的独占の禁止及び公正取引に関する件
九、鉱業と一般公益との調整等に関する件
運輸委員会
一、海上保安庁の留置施設に関する法律案(内閣提出、第百八回国会法第九九号)
二、貨物運送取扱事業法案(内閣提出第七四号)
三、貨物自動車運送事業法案(内閣提出第七五号)
四、都市における公共交通の環境整備に関する特別措置法案(戸田菊雄君外五名提出、第百十二回国会法第九九号)
五、陸運に関する件
六、海運に関する件
七、航空に関する件
八、港湾に関する件
九、海上保安に関する件
一〇、観光に関する件
一一、気象に関する件
通信委員会

- 一、電波法の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号)
二、お年玉付郵便葉書等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六〇号)
三、通信行政に関する件
四、郵政事業に関する件
五、郵政監察に関する件
六、電気通信に関する件
七、電波監理及び放送に関する件
建設委員会
一、中水道の整備の促進に関する法律案(伏木和雄君外二名提出、第百七回国会法第五五号)
二、建設行政の基本施策に関する件

- 三、都市計画に関する件
四、河川に関する件
五、道路に関する件
六、住宅に関する件
七、建築に関する件
八、国土行政の基本施策に関する件
科学技術委員会
一、海洋開発基本法案(貝沼次郎君外二名提出、第百八回国会法第一六六号)
二、海洋開発委員会設置法案(貝沼次郎君外二名提出、第百八回国会法第一七〇号)
三、科学技術振興の基本施策に関する件
四、原子力の開発利用とその安全確保に関する件
五、宇宙開発に関する件
六、海洋開発に関する件
七、生命科学に関する件
八、新エネルギーの研究開発に関する件
環境委員会

- 一、水俣病問題総合調査法案(馬場昇君外二名提出、第百九回国会法第二二二号)
二、環境保全の基本施策に関する件
三、公害の防止に関する件
四、自然環境の保護及び整備に関する件
五、快適環境の創造に関する件
六、公害健康被害救済に関する件
七、公害紛争の処理に関する件
予算委員会
一、予算の実施状況に関する件
決算委員会
一、昭和六十一年度一般会計歳入歳出決算
昭和六十一年度特別会計歳入歳出決算
昭和六十一年度国庫収支金整理資金受払計算書
二、昭和六十一年度国庫関係機関決算書
三、昭和六十一年度国有財産増減及び現在額
総計算書

八二七

平成元年六月二十二日 衆議院會議録第二十四号（一）

八二八

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

号外
平成元年六月二十二日

○第百十四回 衆議院會議録 第二十四号(二)

本期国会において衆議院に提出された議案、請願、質問等の総数及びその結果

内閣提出議案 百七件

内 予算 九件

内 兩院可決 六件

日本国憲法第六十条第二項の規定により本院の議決が国会の議決となったもの 三件

条約 八件

内 兩院承認 六件

本院閉会中審査 二件

法律案 七十八件

内 成立 六十件

本院閉会中審査 十八件

国会の承認を求めるの件 六件 本院閉会中審査

国会の承認を求めるの件 二件 兩院承認

決算その他 四件

内 閉会中審査 三件

未了 一件

議員提出議案 十六件

内 法律案 十件

成立 四件

本院閉会中審査 五件

本院未了 一件

規程案 一件 可決

決議案 五件

内 可決 一件

否決 一件

撤回 三件

重要動議 十件 可決

參議院議員提出法律案(本院未了審査) 二件 參議院未了

本院において前国会から継続した議案等 三十五件

内 内閣提出法律案 七件

本院閉会中審査 六件

本院未了 一件

決議案 四件

内 閉会中審査 三件

未了 一件

議員提出法律案 二十四件

本院閉会中審査 二十二件

本院未了 二件

請願 三千三十六件(三千四百三十八通)

内 採択、内閣送付 八百十六件(九百十八通)

未了 二千二百二十件(二千五百二十通)
質問 三十六件
国家公務員等の任命について同意を求めるの件 十六件 同意

○議長の報告

(法律公布案上及び通知)

一、今二十二日、次の法律の公布を奏上し、その旨參議院に通知した。

簡易生命保険法の一部を改正する法律

郵便年金法の一部を改正する法律

民間事業者による老後の保健及び福祉のための総合的施設の整備の促進に関する法律

著作権法の一部を改正する法律

(通知書受領)

一、今二十二日、參議院議長から、国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

當時有人の民生用宇宙基地の詳細設計、開発、運用及び利用における協力に関するアメリカ合衆国政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国政府及びカナダ政府の間の協定の締結について承認を求めるの件

一、今二十二日、參議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律

大気汚染防止法の一部を改正する法律

水質汚濁防止法の一部を改正する法律

雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関する法律の一部を改正する法律

日本労働協会の法の一部を改正する法律

新技術開発事業団法の法の一部を改正する法律

農用地利用増進法の法の一部を改正する法律

特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律

平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図るための特別措置に関する法律

地方交付税法等の一部を改正する法律

放送法及び電波法の一部を改正する法律

日本鉄道建設公団法及び新幹線鉄道保有機構法の一部を改正する法律

特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律

大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法

地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置法

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部を改正する法律

中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する法律

中小企業事業団法の一部を改正する法律

一、今二十二日、土屋參議院議長から田村議長あて、參議院は閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨の通知書を受領した。

内閣委員会

一、国家行政組織及び国家公務員制度等に関する調査

二、国の防衛に関する調査

地方行政委員会

一、地方行政の改革に関する調査

法務委員会

一、檢察及び裁判の運営等に関する調査

外務委員会

一、国際情勢等に関する調査

大蔵委員会

一、租税及び金融等に関する調査

文教委員会

一、教育、文化及び學術に関する調査

社会労働委員会

一、社会保障制度等に関する調査

二、労働問題に関する調査

平成元年六月二十二日 衆議院會議録第二十四号(一) 議長の報告

農林水産委員会

一、農林水産政策に関する調査
商工委員会

一、産業貿易及び経済計画等に関する調査
運輸委員会

一、運輸事情等に関する調査
通信委員会

一、郵政事業及び電気通信事業の運営並びに電波に関する調査
建設委員会

一、建設事業及び建設諸計画等に関する調査
決算委員会

一、国家財政の経理及び国有財産の管理に関する調査
議院運営委員会

一、議院及び国立国会図書館の運営に関する件
科学技術特別委員会

一、科学技術振興対策樹立に関する調査
環境特別委員会

一、公害及び環境保全対策樹立に関する調査
災害対策特別委員会

一、災害対策樹立に関する調査
選挙制度に関する特別委員会

一、選挙制度に関する調査
沖縄及び北方問題に関する特別委員会

一、沖縄及び北方問題に関する対策樹立に関する調査
土地問題等に関する特別委員会

一、土地問題及び国土利用に関する対策樹立に関する調査
リクルート問題に関する調査特別委員会

一、リクルート問題等に関する調査
(議決通知)

一、今二十二日、本院は、閉会中次のとおり委員会が審査及び調査を継続することを議決した旨衆議院及び内閣に通知した。

内閣委員会

一、防衛庁設置法及び自衛隊法の一部を改正する法律案(内閣提出第一三三号)

二、臨時膨死及び臓器移植調査会設置法案(中山太郎君外四名提出、第百十三回国会衆法第八号)

三、行政機構並びにその運営に関する件
四、恩給及び法制一般に関する件

五、公務員の制度及び給与に関する件
六、栄典に関する件

地方行政委員会
一、地方自治法の一部を改正する法律案(内閣提出、第百八回国会衆法第八五号)

二、留置施設法案(内閣提出、第百八回国会衆法第九八号)

三、道路交通法の一部を改正する法律案(内閣提出第七八号)

四、地方自治に関する件
五、地方財政に関する件

六、警察に関する件
七、消防に関する件

法務委員会
一、刑事施設法案(内閣提出、第百八回国会衆法第九六号)

二、刑事施設法施行法案(内閣提出、第百八回国会衆法第九七号)

三、民事保全法案(内閣提出第四〇号)
四、出入国管理及び難民認定法の一部を改正する法律案(内閣提出第六三三号)

五、刑事訴訟法の一部を改正する法律案(坂上富男君外三名提出、第百十二回国会衆法第四号)

六、裁判所の司法行政に関する件
七、法務行政及び検察行政に関する件

八、国内治安及び人権擁護に関する件
外務委員会

一、所得に対する租税に関する二重課税の回避のための日本国とベルギー王国との間の

条約を改正する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第四号)

二、所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国政府とインド共和国政府との間の条約の締結について承認を求めるの件(条約第五号)

三、国際情勢に関する件
大蔵委員会

一、国の会計に関する件
二、税制に関する件

三、関税に関する件
四、金融に関する件

五、証券取引に関する件
六、外国為替に関する件

七、国有財産に関する件
八、専売事業に関する件

九、印刷事業に関する件
一〇、造幣事業に関する件

文教委員会
一、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出、第百十二回国会衆法第五三三号)

二、義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律の一部を改正する法律案(馬場昇君外一名提出、第百七回国会衆法第四号)

三、義務教育諸学校施設費国庫負担法の一部を改正する法律案(沢藤礼次郎君外一名提出、第百九回国会衆法第三三三号)

四、学校教育法の一部を改正する法律案(佐藤雄雄君外一名提出、第百九回国会衆法第四号)

五、学校教育法等の一部を改正する法律案(中西績介君外一名提出、第百九回国会衆法第五五号)

六、公立幼稚園の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律案(中西績介君外一名提出、第百九回国会衆法第六六号)

出、第百九回国会衆法第六六号)

七、公立の障害児教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準等に関する法律案(馬場昇君外一名提出、第百九回国会衆法第七七号)

八、文教行政の基本施策に関する件
九、学校教育に関する件

一〇、社会教育に関する件
一一、体育に関する件

一二、学術研究及び宗教に関する件
一三、国際文化交流に関する件

一四、文化財保護に関する件
社会労働委員会

一、北海道旧土人保護法及び旭川市旧土人保護地処分法の一部を改正する法律案(戸井田三郎君外二名提出、第百七回国会衆法第七七号)

二、雇用保険法の一部を改正する法律案(池端清一君外六名提出、第百八回国会衆法第八八号)

三、短期労働者及び短時間労働者の保護に関する法律案(永井孝信君外六名提出、第百八回国会衆法第一〇号)

四、厚生関係の基本施策に関する件
五、労働関係の基本施策に関する件

六、社会保険制度、医療、公衆衛生、社会福祉及び人口問題に関する件
七、労使関係、労働基準及び雇用・失業対策に関する件

農林水産委員会

一、森林の保健機能の増進に関する特別措置法案(内閣提出第六五五号)

二、本邦漁業者の漁業生産活動の確保に関する法律案(石橋大吉君外十五名提出、第百八回国会衆法第一号)

三、果樹農業振興特別措置法の一部を改正する法律案(田中恒利君外四名提出、第百十三回国会衆法第四号)

四、農林水産業の振興に関する件

五、農林水産物に関する件

六、農林水産業団体に關する件

七、農林水産金融に關する件

八、農林漁業災害補償制度に關する件

商工委員会

一、官公需についての中小企業者の受注の確保に關する法律の一部を改正する法律案

(二見伸明君外四名提出、第百八回国会衆議案第一八号)

二、下請代金支払遅延等防止法の一部を改正する法律案 (二見伸明君外四名提出、第百八回国会衆議案第一九号)

三、通商産業の基本施策に關する件

四、中小企業に關する件

五、資源エネルギーに關する件

六、特許及び工業技術に關する件

七、経済の計画及び総合調整に關する件

八、私的独占の禁止及び公正取引に關する件

九、鉱業と一般公益との調整等に關する件

運輸委員会

一、海上保安庁の留置施設に關する法律案 (内閣提出、第百八回国会衆議案第九号)

二、貨物運送取扱事業法案 (内閣提出第七四号)

三、貨物自動車運送事業法案 (内閣提出第七五号)

四、都市における公共交通の環境整備に關する特別措置法案 (戸田菊雄君外五名提出、第百十二回国会衆議案第九号)

五、陸運に關する件

六、海運に關する件

七、航空に關する件

八、港湾に關する件

九、海上保安に關する件

一〇、観光に關する件

一一、氣象に關する件

通信委員会

一、電波法の一部を改正する法律案 (内閣提出第五九号)

二、お年玉付郵便葉書等に關する法律の一部を改正する法律案 (内閣提出第六〇号)

三、通信行政に關する件

四、郵政事業に關する件

五、郵政監察に關する件

六、電気通信に關する件

七、電波監理及び放送に關する件

建設委員会

一、中水道の整備の促進に關する法律案 (伏木和雄君外二名提出、第百七回国会衆議案第五号)

二、建設行政の基本施策に關する件

三、都市計画に關する件

四、河川に關する件

五、道路に關する件

六、住宅に關する件

七、建築に關する件

八、国土行政の基本施策に關する件

科学技術委員会

一、海洋開発基本法案 (貝沼次郎君外二名提出、第百八回国会衆議案第一六号)

二、海洋開発委員会設置法案 (貝沼次郎君外二名提出、第百八回国会衆議案第一七号)

三、科学技術振興の基本施策に關する件

四、原子力の開発利用とその安全確保に關する件

五、宇宙開発に關する件

六、海洋開発に關する件

七、生命科学に關する件

八、新エネルギーの研究開発に關する件

環境委員会

一、水俣病問題総合調査法案 (馬場昇君外二名提出、第百九回国会衆議案第二号)

二、環境保全の基本施策に關する件

三、公害の防止に關する件

四、自然環境の保護及び整備に關する件

五、快適環境の創造に關する件

六、公害健康被害救済に關する件

七、公害紛争の処理に關する件

予算委員会

一、予算の実施状況に關する件

決算委員会

昭和六十一年度一般会計歳入歳出決算
昭和六十一年度特別会計歳入歳出決算
昭和六十一年度国稅収納金整理資金受払
計算書

昭和六十一年度政府関係機関決算書
昭和六十一年度国有財産増減及び現在額
總計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

昭和六十一年度国有財産無償貸付状況總
計算書

一、国が資本金を出資している法人の会計に關する件

二、国又は公社が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの會計に關する件

議院運営委員会

一、国会法等改正に關する件

二、議長よりの諮問事項

三、その他議院運営委員会の所管に屬する事項

災害対策特別委員会

一、災害対策に關する件

公職選挙法改正に關する調査特別委員会

一、公職選挙法の一部を改正する法律案 (安倍晋太郎君外八名提出、衆議案第四号)

二、政治資金規正法の一部を改正する法律案 (安倍晋太郎君外八名提出、衆議案第五号)

三、公職選挙法の一部を改正する法律案 (佐藤綱樹君外二名提出、衆議案第七号)

四、公職選挙法改正に關する件

石炭対策特別委員会

一、石炭対策に關する件

物価問題等に關する特別委員会

一、物価問題等に關する件

交通安全対策特別委員会

一、交通安全対策に關する件

沖繩及び北方問題に關する特別委員会

一、沖繩及び北方問題に關する件

安全保障特別委員会

一、国の安全保障に關する件

土地問題等に關する特別委員会

一、土地基本法案 (内閣提出第六一号)

二、国土利用計画法の一部を改正する法律案 (内閣提出第六二号)

三、土地基本法案 (伊藤茂君外三名提出、第百十二回国会衆議案第一五号)

平成元年六月二十二日 衆議院會議録第二十四号(一) 議長の報告

四、国土利用計画法の一部を改正する法律案
(大出俊君外八名提出、第百一十一回国会衆
法第一号)

五、土地問題及び国土の利用に関する件

一、今二十二日、本院は、閉会中次のとおり委員
会が審査を継続することを議決した旨参議院及
び内閣に通知した。

社会労働委員会

国民年金法等の一部を改正する法律案(内閣
提出第六六号)

被用者年金制度間の費用負担の調整に関する
特別措置法案(内閣提出第七七号)

平成元年度における国民年金等の年金の額
等の改定の特例に関する法律案(大出俊君外
二名提出、衆法第一〇号)

文教委員会

教育職員免許法の一部を改正する法律案(内
閣提出第四九号)

私立学校教職員共済組合法及び昭和六十二年
度及び昭和六十三年における私立学校教職
員共済組合法の年金の額の改定の特例に関す
る法律の一部を改正する法律案(内閣提出第
六八号)

地方行政委員会

地方公務員等共済組合法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第七〇号)

大蔵委員会

国家公務員等共済組合法等の一部を改正する
法律案(内閣提出第六七号)

農林水産委員会

農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正
する法律案(内閣提出第六九号)

外務委員会

国際開発協力基本法案(川崎寛治君外十五名
提出、衆法第九号)

決算委員会

昭和六十二年一般会計歳入歳出決算

昭和六十二年特別会計歳入歳出決算
昭和六十二年国税収納金整理資金受払計
算書
昭和六十二年度政府関係機関決算書

(議案通知)

一、今二十二日、参議院送付の次の内閣提出案を
可決した旨参議院に通知した。

簡易生命保険法の一部を改正する法律案
郵便年金法の一部を改正する法律案
民間事業者による老後の保健及び福祉のための
総合的施設の整備の促進に関する法律案
著作権法の一部を改正する法律案

(議案通知書受領)

一、今二十二日、参議院において次の内閣提出案
を承認することを議決した旨の通知書を受領し
た。

常時有人の民生用宇宙基地の詳細設計、開発、
運用及び利用における協力に関するアメリカ合
衆国政府、欧州宇宙機関の加盟国政府、日本国
政府及びカナダ政府の間の協定の締結について
承認を求めるの件
一、今二十二日、参議院において次の内閣提出案
を可決した旨の通知書を受領した。

国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法
律の一部を改正する法律案
大気汚染防止法の一部を改正する法律案
水質汚濁防止法の一部を改正する法律案
雇用保険法及び労働保険の保険料の徴収等に関
する法律の一部を改正する法律案

日本労働協会法の一部を改正する法律案
新技術開発事業団法の一部を改正する法律案
農用地利用増進法の一部を改正する法律案
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関す
る法律案

平成元年度の財政運営に必要な財源の確保を図
るための特別措置に関する法律案

地方交付税法等の一部を改正する法律案

放送法及び電波法の一部を改正する法律案
日本鉄道建設公団法及び新幹線鉄道保有機構法
の一部を改正する法律案
特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正す
る法律案

大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一
体的推進に関する特別措置法案
地域ソフトウェア供給力開発事業推進臨時措置
法案

小規模企業共済法及び中小企業事業団法の一部
を改正する法律案
中小企業投資育成株式会社法の一部を改正する
法律案
中小企業事業団法の一部を改正する法律案

皇室財産への課税等に関する質問主意書(滝沢
幸助君提出)及び答弁書
米空軍F16の超低空飛行訓練に関する質問主意
書(児玉健次君提出)及び答弁書
障害児の卒業後の社会参加の保障に関する質問
主意書(岡崎万寿君提出)及び答弁書
防衛庁の入札島における極超短波無線局新設計
画に関する質問主意書(岡崎万寿君提出)及び
答弁書

陪審制度についての質問主意書(滝沢幸助君提
出)及び答弁書
振動障害者の「適正給付管理対策」と社会復帰対
策事業等に関する質問主意書(野間友一君提
出)及び答弁書
消費者の安全と適正な商品選択を確保するため
の厚生行政施策に関する質問主意書(上坂昇
君提出)及び答弁書
大嘗祭・即位禮に関する質問主意書(滝沢幸助
君提出)及び答弁書

(会議録追録に掲載)

衆議院會議録第二十号中正誤

段行誤

六五 一 四 正

六五 二 三 実績

六五 二 七 市町選

六五 四 八 郵便保険

六五 四 七 (恩給法等)

六五 四 七 (恩給法等)

六五 四 七 (恩給法等)

六五 四 七 (恩給法等)

六五 四 七 (恩給法等)

六五 四 七 (恩給法等)

発行所 千一〇五 東京都港区
虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局 電話 03(587) 4302
定価 本号一部
(税 三円をきむ)